明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月四日

○第十六回国会 衆議院会議録第三十六号

昭和二十八年八月四日（火曜日）

議事日程　第三十五号

午後一時開議

第一　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）

第四　財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案（橋本龍伍君外七名提出）

第五　労働金庫法案（参議院提出）

第六　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（水産委員長提出）

第七　協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案（千葉三郎君外十一名提出）

●本日の会議に付した事件

議員篠田弘作君を懲罰委員会に付するの動議（今澄勇君外二十四名提出）

議員森三樹二君を懲罰委員会に付するの動議（田渕光一君提出）

議員長正路君、同伊藤卯四郎君を懲罰委員会に付するの動議（田中元君提出）

日程第一　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）

日程第四　財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案（橋本龍伍君外七名提出）

日程第五　労働金庫法案（参議院提出）

日程第六　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（水産委員長提出）

日程第七　協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案（千葉三郎君外十一名提出）

小笠原諸島より引揚げさせられた元住民の帰郷に関する決議案（宇都宮徳馬君外八十九名提出）

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約への加入について承認を求めるの件

国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めるの件

国際電気通信条約の批准について承認を求めるの件

国家公務員等退職手当暫定措置法案（千葉三郎君外二十四名提出）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案（岡良一君外二十六名提出）

公職選挙法の一部を改正する法律案（両院協議会成案）

昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案（議院運営委員長提出）

国会職員法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後三時二十五分開議

○議長（堤康次郎君）　これより会議を開きます。

議員篠田弘作君を懲罰委員会に付するの動議（今澄勇君外二十四名提出）

議員森三樹二君を懲罰委員会に付するの動議（田渕光一君提出）

議員長正路君、同伊藤卯四郎君を懲罰委員会に付するの動議（田中元君提出）

○議長（堤康次郎君）　今澄勇君外二十四名より、成規の賛成を得て、議員篠田弘作君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。また、田渕光一君より、成規の賛成を得て、議員森三樹二君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。また、田中元君より、成規の賛成を得て、議員長正路君、同伊藤卯四郎君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。右三動議を一括して議題といたします。

懲罰の動議は討論を用いずして採決をいたすのであります。よつて、ただちに採決いたします。三動議を可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて三動議はいずれも可決されました。

第一　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第一、地方税法の一部を改正する法律案、日程第二、地方自治法の一部を改正する法律案、日程第三、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長中井一夫君。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項但書中「但し、」の下に「清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額を限度として、」を加え、「その義務を負う。」を「それぞれその義務を負う。」に改め、同条第三項中「相続人又は相続財団は、」を「相続人（包括受遺者を含む。以下本条及び第十条において同様とする。）又は相続財団は、」に改め、「被相続人」の下に「（包括遺贈者を含む。以下本条及び第十条において同様とする。）」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、相続人又は包括受遺者が二人以上あるときは、当該相続人又は包括受遺者は、同項の規定によつて納付し、又は納入すべき地方税又は納入金のそれぞれについて当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額にあん分して計算した額に相当する地方税又は納入金を納める義務を負う。この場合において、当該相続人又は包括受遺者は、当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額を限度として、その納付し、又は納入すべき地方税又は納入金について連帯して納める義務を負う。

第十条第二項但書中「但し、」の下に「清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額を限度として、」を加え、「その義務を負う。」を「それぞれその義務を負う。」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の場合において、相続人又は包括受遺者が二人以上あるときは、当該相続人又は包括受遺者は、同項の規定によつて納めるべき地方団体の徴収金を当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額にあん分して計算した額に相当する地方団体の徴収金を納める義務を負う。この場合において、当該相続人又は包括受遺者は、当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額を限度として、その納めるべき地方団体の徴収金について連帯して納める義務を負う。

第十一条に次の一項を加える。

3　事業の法律上の経営者が単なる名義人であつて、当該経営者の親族その他当該経営者と特殊の関係のある個人で政令で定めるもの（以下本項中「親族等」という。）が事実上当該事業を経営していると認められる場合においては、前項の規定の適用については、当該経営者と当該親族等とは、共同事業者とみなす。

第十五条第三項を同条第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　納税者又は特別徴収義務者が国の徴収金の滞納によつて滞納処分を受けた場合において、徴税吏員が国に対し交付を求めた地方団体の徴収金は、当該滞納処分によつて差押を受けた財産の価額を限度として、その差押に係る国の徴収金に先だたないものとする。

第十六条の六の次に次の一条を加える。

（特別徴収義務者等の担保の提供）

第十六条の七　道府県知事は、入場税又は遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を保全するため必要があると認めるときは、特別徴収義務者（申告納付の方法によりこれらの税に係る当該地方団体の徴収金を納付すべき者を含む。）に対し、期間及び金額を指定し、当該地方団体の徴収金を保全するため必要な限度において相当の担保の提供を命ずることができる。

2　第十六条の三第三項及び第五項並びに第十六条の四第二項、第三項及び第五項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

この場合において、第十六条の三第三項中「その徴収猶予をする金額から」とあるのは「その入場税又は遊興飲食に係る地方団体の徴収金を保全するため必要な金額から」と、同条第五項中「徴収猶予をした金額」とあるのは「当該担保の提供に係る地方団体の徴収金」と読み替えるものとする。

3　第一項の担保の種類及びその提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

第七十七条第一項但書中「総理府令」を「政令」に改める。

第八十四条の見出し中「入場券又は利用券」を「入場券等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「利用前に、」を「利用の際に、」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第七十八条に規定する場合

第八十四条第五項中「第一項の場合において、」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　主催者等が前売その他何らの名義をもつてするを問わず、入場券若しくは利用券又は入場券若しくは利用券と引き換えるべきつぶその他の物（以下「入場券等引換券」という。）をあらかじめ発行し、これを入場者又は利用者に交付しようとする場合においては、前項各号に掲げる場合及び道府県の条例で定める場合を除く外、当該道府県が作成する用紙を用いなければならない。

第八十四条に次の一項を加える。

7　主催者等が第二項の規定によつて入場券等引換券を発行している場合における前項の規定の適用については、当該入場券等引換券は、道府県の条例の定めるところによつて道府県が当該入場券等引換券に検印を行つたものに限り、同項の入場券又は利用券とみなす。

第八十五条の見出し中「入場券又は利用券」を「入場券等」に改め、同条第一項第一号中「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に、「入場券若しくは利用券を発行した者」を「入場券、利用券若しくは入場券等引換券を発行した者」に改め、同項第二号中「第五項」を「第六項」に、「入場券の一半若しくは利用券の一半」を「入場券若しくは利用券（同条第七項の規定により入場券又は利用券とみなされるものを含む。）の一半」に改める。

第八十七条第三項を同条第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の特別徴収義務者は、第八十四条第二項の規定によつて入場券等引換券をあらかじめ発行する場合においては、前項の規定にかかわらず、道府県の条例で定める場合を除く外、当該入場券若しくは利用券又は入場券等引換券を交付する際に入場税を徴収するものとする。

第九十三条第一項及び第九十四条第一項中「第八十七条第三項」を「第八十七条第四項」に改める。

第九十五条第一項中「一月」を「十五日」に改め、同条第二項中「第八十七条第三項」を「第八十七条第四項」に改める。

第九十六条中「第八十七条第三項」を「第八十七条第四項」に改める。

第百十四条の二第二項及び第三項中「総理府令」を「政令」に改める。

第百十六条第一項各号列記以外の部分中「第一号若しくは第二号」を「第一号から第三号まで」に改め、同条同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　納税義務者又は納税義務があると認められる者

三　前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

第百二十五条第一項中「一月」を「十五日」に改める。

第百四十七条第一項第一号中「一万五千円」を「二万二千五百円」に、「二万円」を「一万五千円」に改め、同項第二号中「四千五百円」を「六千七百五十円」に、「三千円」を「四千五百円」に、「二千円」を「三千円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項第三号中「五百円」を「七百五十円」に改める。

第百八十一条中「十一月一日」を「四月一日」に改める。

第百八十二条中「十二月」を「五月」に改める。

第二百九十二条第一号を次のように改める。

一　総所得金額　所得税法第九条第一項の規定によって計算した総所得金額及び退職所得の金額の合計額をいう。

第二百九十二条第五号中「納付すべき所得税額」の下に「（特別減税国債法（昭和二十八年法律第　号）第二条の規定によって軽減された所得税額を含む。）」を、「同条第三項の規定によって徴収される重加算税額」の下に「、同条第四項の規定によって徴収される重加算税額」を加え、同条第七号中「その総所得金額が一万五千円以下である者をいう。」を「その前年の総所得金額が二万円以下である者をいう。」に改め、同条第十一号中「法人税法の規定によって納付すべき法人税（積立金に対するものを除く。）の額で同法第十条の規定によって控除される所得税額を加算したものをいい、」を「法人税法の規定によって計算した法人税額（各事業年度の積立金に対するものを除き、特別減税国債法第六条の規定によって軽減された法人税額を含む。）で同法第十条及び第十二条の三の規定による控除前のものをいい、」に改める。

第二百九十六条中「漁船保険組合、」の下に「漁船保険中央会、」を加える。

第三百三条第一項及び第二項中「四月三十日」を「三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三百七条中「給与の支払をしている者」を「俸給、給料、賃銀、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）の支払をしている者」に、「三月十日」を「三月末日」に改める。

第三百八条を次のように改める。

第三百八条　削除

第三百十条中「第三百三条第三項の規定によって給与所得に係る申告書を提出する義務がある者は、」を「第三百三条第一項の規定による申告書を提出する義務がある者で前年中において給与の支払を受けたものは、」に改める。

第三百十三条第一項を次のように改める。

市町村は、所得税額を課税標準として市町村民税を課する場合において、当該市町村の税率によって算定した所得割の額が第二百九十二条第四号本文に規定する課税総所得金額の百分の十をこえることとなるときは、当該所得割の額を当該課税総所得金額の百分の十の額としなければならない。

第三百十四条を削り、第三百十四条の二を第三百十四条とし、第三百十四条の三を第三百十四条の二とする。

第三百十九条の二第一項及び第三百二十条中「法人」を「個人以外のもの」に改める。

第三百二十一条の四第一項中「四月十五日」を「四月三十日」に改める。

第三百二十一条の五第一項中「四月十五日」を「四月三十日」に、「十二分の一の額（以下「月割額」という。）」を「十分の一の額（以下「月割額」という。）」を五月から翌年二月まで」に改め、同条第二項中「（その事由が発生した日が当該年度の四月十五日前である場合においては、四月）」を削る。

第三百二十一条の八第一項中「又は第二十条第一項」を「、第二十条第一項、第二十二条の三第一項又は第二十二条の五第一項」に、「当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。」を「当該事業年度開始の日から六箇月の期間、同法第二十二条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては残余財産の分配の日の属する事業年度開始の日から当該残余財産の分配の日までの間、同法第二十二条の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日の属する事業年度開始の日から当該合併の日までの間とする。」に改め、同条第二項中「法人税法第二十一条第一項」の下に「、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項」を、「法人税額の課税標準の算定期間」の下に「（法人税法第二十二条の四第一項の申告書に係る法人税額にあつては、解散の日から残余財産が確定した日までの間とする。以下法人税割について同様とする。）」を加える。

第三百二十一条の十三第二項中「各月の末日」の下に「（当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。）」を加える。

第三百四十八条第二項各号列記以外の部分中「（第十号の固定資産を除く。）」及び同項第十号を削り、同項第九号の二を同条同項第十号とし、同条第五項中「農業協同組合法、」の下に「農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）、」を加える。

第三百四十九条の二を次のように改める。

（発電、送電又は変電施設に対する固定資産税の税率の特例）

第三百四十九条の二　昭和二十七年四月一日以後において新たに建設された発電所又は変電所の家屋（もつぱら発電又は変電の用に供する機械器具を収容するものに限る。）及び償却資産並びに送電施設に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、前条の規定にかかわらず、百分の〇・八をこえることができない。

第三百八十九条第一項中「評価を行つた後」の下に「、総理府令の定めるところによつて、」を加える。

第四百八十九条第三項及び第四項中「総理府令」を「政令」に改める。

第六百二十条中「十円」を「二十円」に改める。

第七百四十二条の次に次の一条を加える。

（収益の帰属する者が名義人である場合における事業税の納税義務者）

第七百四十二条の二　資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る事業税は、当該収益を享受する者に課するものとする。

第七百四十三条第二号中「及び私立学校法第六十四条第四項の法人」を「、私立学校法第六十四条第四項の法人及び社会福祉法人」に改め、同条第三号中「法令による公団」及び「商船管理委員会、」を削り、「日本国有鉄道、」の下に「日本電信電話公社、」を加え、同条第五号中「及び木船保険組合」を「、漁船保険中央会、

給主相互保険組合及び漁業信用基金協会」に改める。

第七百四十四条第九項中「三万八千円」を「五万円」に改め、同条第十一項中「又は国民健康保険法の規定に基く療養の給付」を「国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）、未復員者給与法、特別未帰還者給与法若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の規定に基く療養の給付（健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて家族療養を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。以下第七百七十七条第四項において同様とする。）又は生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定に基く医療」を「当該給付」を「当該給付又は医療」に改め、同条第十四項中「三年以内」を「三年以内」に改める。

第七百四十七条の二第二項中「三万八千円」を「五万円」に改める。

第七百六十二条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事務所又は事業所（以下本項中「事業所等」という。）を有する法人で、その事業所等の二分の一以上に当る事業所等につき、当該事業所等の所長、主任その他の当該事業所等に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下本項中「所長等」という。）が前に当該事業所等において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相当するものの行為又は計算でこれを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について準用する。

第七百七十六条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　あん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する業務

第七百七十六条の次に次の一条を加える。

第七百七十六条の二　業務から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る特別所得税は、当該収益を享受する者に課するものとする。

第七百七十七条第一項中「前条」を「第七百七十六条」に改め、同条第三項中「三万八千円」を「五万円」に改め、同条第四項中「医業及び歯科医業」を「第七百七十六条第三項第一号から第四号の二までに掲げる業務」に、「三万八千円」を「五万円」に、「又は国民健康保険法の規定に基く療養の給付」を「、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、未復員者給与法、特別未帰還者給与法若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定に基く療養の給付又は生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療、出産扶助のための助産若しくは結核予防法の規定に基く医療」に、「当該給付」を「当該給付又は医療」に改める。

附　則

1　この法律中、入場税、遊興飲食税及び入湯税に係る改正規定（第十六条の七の改正規定を含む。）は昭和二十八年八月一日から、第三百三条、第三百七条、第三百十条、第三百二十一条の四第一項並びに第三百二十一条の五第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八項の規定は昭和二十九年一月一日から、その他の規定（以下「その他の規定」という。）は公布の日から施行し、その他の規定中第九条、第十条、第十五条、第二百九十二条第十一号、第三百二十一条の八、第三百二十一条の十三、第七百四十二条の二及び第七百七十六条の二の改正規定並びに附則の規定以外の改正規定は、昭和二十八年度分（漁船保険中央会に係る市町村民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつては、昭和二十八年一月一日の属する事業年度分）の地方税から適用する。

2　昭和二十七年度分以前の地方税（入場税、遊興飲食税及び入湯税にあつては昭和二十八年七月三十一日以前の分、漁船保険中央会に係る市町村民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつては昭和二十八年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度分以前の分）については、なお、従前の例による。

3　改正後の地方税法第九条第二項から第四項まで並びに第十条第二項及び第四項の規定は、この法律（その他の規定に係る部分をいう。以下本項、次項、附則第七項及び附則第九項において同じ。）施行後残余財産の分配若しくは引渡又は相続の開始があつた場合における当該分配若しくは引渡をする法人又は被相続人（包括遺贈者を含む。以下本項において同じ。）に係る地方税、納入金又は地方団体の徴収金について適用し、この法律施行前に残余財産の分配若しくは引渡又は相続の開始があつた場合における当該分配若しくは引渡をする法人又は被相続人に係る地方税、納入金又は地方団体の徴収金については、なお、従前の例による。

4　改正後の地方税法第十五条第三項の規定は、この法律施行の日において現に交付要求中の地方団体の徴収金及びこの法律施行の日以後において交付要求をする地方団体の徴収金について適用する。

5　改正後の地方税法第二百九十二条第十一号、第三百二十一条の八及び第三百二十一条の十三の規定は、昭和二十八年八月一日以後において法人税割の納期限が到来する分について適用する。

6　昭和二十八年度分の鉱区税に対する改正後の地方税法第百八十一条及び第百八十二条の規定の適用については、同法第百八十一条中「四月一日」とあるのは「九月一日」と、同法第百八十二条中「五月」とあるのは「十月」とする。

7　適法に納付した市町村民税、固定資産税、事業税及び特別所得税に係る地方団体の徴収金がこの法律の施行に因り過納となつた場合における地方税法第十八条の規定の適用については、当該過納額に相当する地方団体の徴収金は、この法律施行の日から一月を経過した日に納付されたものとみなす。

8　昭和二十八年度分の市町村民税については、改正前の地方税法第三百三条、第三百七条、第三百十条、第三百二十一条の四第一項並びに第三百二十一条の五第一項及び第二項の規定は、なお、その効力を有するものとする。

9　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の事業に対する事業税のうち昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度に係る分について、この法律施行の日において、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が決定した当該法人の当該事業年度に係る所得金額（清算所得金額を含む。以下同じ。）の総額に基いて当該道府県知事が定めた関係道府県別の所得金額（以下「分割所得金額」という。）を課税標準として関係道府県が事業税を課している場合において、当該分割所得金額の決定について誤謬があることが判明したときは、地方税法附則第三項及び地方税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第九十五

号）附則第二項の規定にかかわらず、当該関係道府県のうち、当該誤謬に係る分割所得金額に基いて課した事業税額（以下「誤謬事業税額」という。）が当該分割所得金額の誤謬を訂正して課すべき事業税額（以下「訂正事業税額」という。）に満たない不足税額がある道府県は当該不足税額を納税義務者から徴収せず、当該誤謬事業税額が当該訂正事業税額をこえる超過税額がある道府県は当該超過税額を納税者に還付せず、又は納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金で当該道府県に係るものに充当しないことができる。

10　前項の規定によつて不足税額を徴収せず、又は超過税額を還付せず、若しくは未納に係る地方団体の徴収金で当該道府県に係るものに充当しない場合においては、当該超過税額がある道府県は、当該超過税額に相当する額を当該不足税額がある道府県に交付しなければならない。この場合において、当該超過税額に相当する額は、当該不足税額がある道府県の当該超過税額がある道府県に交付すべき超過税額に相当する額と相殺することを妨げない。

11　前項の規定によつて超過税額がある道府県が当該超過税額に相当する額を不足税額がある道府県に交付したときは、関係道府県は、当該誤謬に係る分割所得金額を訂正して事業税を課したものとみなし、当該事業税に係る納税者は、当該訂正をして課せられるべき事業税を当該道府県に納付したものとみなす。

12　附則第十項の場合において、関係道府県のうち標準税率又は標準賦課率と異なる税率又は賦課率で事業税を課している道府県があることに因り、超過税額がある道府県が交付すべき当該超過税額に相当する額が不足税額がある道府県の当該不足税額に相当する額にみたないとき、又はこれをこえるときは、附則第九項の規定にかかわらず、当該超過税額に相当する額が当該不足税額に相当する額に満たない額については当該不足税額がある道府県がこれを納税義務者から追徴し、又は当該超過税額に相当する額が当該不足税額に相当する額をこえる額については当該超過税額がある道府県がこれを納税者に還付しなければならない。

13　附則第十項の規定による交付又は前項の規定による追徴若しくは還付について必要な事項は、関係道府県が協議して定める。但し、当該関係道府県の協議がととのわない場合においては、関係道府県のうちいずれかの請求に基き、あらかじめ関係道府県の意見を聞いた上、自治庁長官が決定する。

14　附則第九項に規定する誤謬に係る分割所得金額に基いて関係道府県知事が定めた未納額を課税標準として関係市町村が課した事業税附加税については、当該関係市町村は、前五項の規定に準じて、当該誤謬に係る事業税附加税額（以下本項中「誤謬事業税附加税額」という。）が当該誤謬を訂正して課すべき事業税附加税額（以下本項中「訂正事業税附加税額」という。）に満たない不足税額を納税義務者から徴収せず、又は納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金で当該市町村に係るものに充当しないことができる。この場合において、当該関係道府県知事は、それぞれ当該道府県の区域内にある関係市町村に対し必要な指示をすることができる。

15　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

16　外国船舶の所得税等免除に関する法律（大正十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「営業税」を「事業税」に改める。

17　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　通商産業局長は、前条第二項の申請があつた場合においては、試掘権者が左の各号に該当するときでなければ、延長の許可をしてはならない。

一　誠実に探鉱をした事実が明らかであると認めるとき。

二　鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるとき。

三　当該申請に係る試掘権について現に鉱区税の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。以下同じ。）をしていないとき。

第三十一条中「試掘を要すると認めるときは、」を「試掘を要すると認めるとき、又は現に当該試掘鉱区に係る鉱区税の滞納があるときは、」に改める。

18　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「重加算金」の下に「（以下「地方税に係る徴収金」という。）」を加え、第二項及び第三項中「又は地方税」を「、地方税又は地方税に係る徴収金」に改め、第四項中「若しくは地方税又は地方税に係る延滞金、延滞加算金、過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金」を「地方税又は地方税に係る徴収金」に改める。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七十七条第一項但書の改正に関する部分を次のように改める。

第七十七条第一項但書中「若しくは文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により助成の措置を講じられた無形文化財を公開する会場」を削り、「総理府令」を「政令」に改める。

第七十八条第一項中「若しくは身体障害者更生援護施設」の下に「（社会教育及び社会事業等」という。第三項において同様とする。）」を加え、同条に次の二項を加える。

3　道府県は、前項に規定する主催者が主催する映画を催す場所への入場に対しては、当該映画の催しに係る純益の全部が社会教育及び社会事業等のために支出され、且つ、当該映画の催しに関係する者が何らの報酬を受けない場合で当該映画の催しが当該道府県の条例で定める料金、回数等の条件に該当するときに限り、当該道府県の条例の定めるところによつて、入場税を課さないことができる。

4　道府県は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例の定めるところによつて、入場税を課さないことができる。

第八十四条第二項の改正規定中「及び道府県の条例で定める場合」を「その他の場合で、道府県の条例で定めるとき」に改める。

第百四十七条第一項の改正に関する部分を次のように改める。

第百四十七条第一項第一号を次のように改める。

一　普通自動車

乗用車

自家用　年額　三万円

営業用　年額　一万四千円

トラック　年額　一万四千円

バス

主として観光貸切用のもの　年額　二万五千円

その他　年額　一万六千円

同条同項第二号中「四千五百円」を「七千二百円」に、「三千円」を「四千二百円」に、「二千円」を「二千八百円」に、「千円」を「千四百円」に改め、同項第三号中「五百円」を「七百円」に改め、同条に次の一項を加える。

3　積雪に因り、通常、一定の期間において自動車を運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する自動車税の標準税率は、第一項の規定にかかわらず、同項各号の税率に政令で定める割合を乗じた税率とする。但し、その割合は、十分の七を下ることができない。

第百八十二条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二百三十七条を次のように改める。

（狩猟者税の税率）

第二百三十七条　狩猟者税の税率は、左の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一　狩猟を業とする者　千八百円

二　その他の者　三千六百円

第三百四十八条の改正に関する部分を次のように改める。

第三百四十六条第一項中「[illegible]財産区、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会及び鉱害復旧事業団」を「及び財産区」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「（第十号の固定資産を除く。）」を削り、同条同項第二号を第三号とし、以下第九号まで一号ずつ繰り下げ、第九号の二を第十一号とし、第十号を削り、第十一号を第十二号とし、第十二号を第十三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会及び鉱害復旧事業団が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

同条第五項中「農業協同組合法」の下に「農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）」を、「並びに塩業組合」の下に「、信用金庫及び信用金庫連合会」を加え、同条に次の一項を加える。

6　市町村は、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会並びに農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会が所有し、且つ、経営する病院及び診療所に対しては、固定資産税を課することができない。

第三百四十九条の二の改正規定の次に次のように加える。

第三百四十九条の二の次に次の二条を加える。

（外航船舶に対して課する固定資産税の税率の特例）

第三百四十九条の三　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第二条の外航船舶で同法の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係るものに対して課する固定資産税の税率は、当該利子補給金を支給されている年度（同法第十二条の規定によつて当該利子補給金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならないこととされる決算期に係る事業年度の直後の事業年度の末日を含む年度を除く。）分の固定資産税に限り、第三百四十九条の規定にかかわらず、百分の〇・四をこえることができない。

（日本航空株式会社の航空機に係る昭和二十八年度分の固定資産税の税率の特例）

第三百四十九条の四　日本航空株式会社が所有し、且つ、運航する航空機に対して課する昭和二十八年度分の固定資産税の税率は、第三百四十九条の規定にかかわらず、百分の〇・四をこえることができない。

第四百八十九条の改正に関する部分を次のように改める。

第四百八十九条第一項第二十四号を第二十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

二十四　塩化ビニル及び塩化ビニル・さく酸ビニル共重合物

同条第三項及び第四項中「総理府令」を「政令」に改める。

第六百二十条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第七百四十一条第三項第十七号を次のように改める。

十七　請負業（クリーニング業を除く。）

第七百四十三条の改正に関する部分中「に改める。」を「に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。」に改め、同条の改正に関する部分の次に次のように加える。

七の二　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書の供給を行う事業

第七百七十六条第二項第四号の二の改正規定の次に次のように加える。

同条同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　装蹄師業

同条第三項に次の一号を加える。

十三　クリーニング業

第七百七十七条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第七百七十九条第一項に次の但書を加える。

但し、第一種業務のうち第七百七十六条第二項第四号、第四号の二及び第五号の二に掲げるものに対するものについては、百分の四とする。

附則第一項中「入場税、遊興飲食税及び入湯税に係る改正規定（第十六条の七の改正規定を含む。）は昭和二十八年八月一日から、」を削り、「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

附則第二項中「昭和二十八年七月三十一日」を「この法律施行の日の前日」に改める。

附則第三項中「附則第七項及び附則第九項」を「附則第八項及び附則第十項」に改める。

附則第七項を附則第八項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第六項の次に次の一項を加える。

7　日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会及び鉱害復旧事業団に対して課する昭和二十八年度分の固定資産税に限り、第三百六十二条、第三百八十三条第一項及び第二項、第三百八十九条第一項、第三百九十一条第一項、第三百九十四条第一項、第四百十条第一項、第四百十五条第一項、第四百十八条並びに第四百二十八条に規定する期日又は期間は、これらの規定にかかわらず、別に政令で定める。

附則第十二項中「附則第十項」を「附則第十一項」に、「附則第九項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十三項中「附則第十項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十四項中「附則第九項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十五項とし、以下順次一項ずつ繰り下げる。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「保安庁の機関」の下に「税関の出張所及び監視署、税関支署の出張所及び監視署」、

を、「奴隷官署、」の下に「海上警備救難機関、」を加える。

第百八十条の四第四項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「市及び自治体警察を維持する町村」を「警察を維持する市町村」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市町村に固定資産評価審査委員会を置かなければならない。

第二百二条の二第六項中「指示その他の事務を行う。」を「指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査決定その他の事務を行う。」に改める。

第二百四十七条第五項中「収入役職務代理者」を「出納長職務代理者又は収入役職務代理者」に改める。

第二百五十二条の七第一項中「第百七十二条第一項」を「規定する吏員その他の職員、普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務を補助する職員」を「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員」に改める。

第二百七十六条第二項中「第二節」を「第三節」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に定める教育長の免許状を有する助役は、第百六十六条第二項において準用する第百四十一条第二項の規定にかかわらず、当分の間当該市町村の教育委員会の教育長を兼ねることができる。

別表第一第一号を第一号の三とし、同号の前に第一号及び第一号の二として次の二号を加える。

一　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の定めるところにより、消防職員及び消防団員の訓練を行うための所要の機関を設置し、並びに消防職員及び消防団員の教養訓練、消防統計及び消防情報、消防に関する市町村相互の連絡、消防施設の強化拡充の指導及び助成、消防思想の普及宣伝、消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験等に関する事務を行うこと。

一の二　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の定めるところにより、特定地域総合開発計画を作成すること。（特定地域に指定された都府県に限る。）

別表第一第三号中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に改める。

別表第一第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の定めるところにより、大麻取扱者名簿を備えること。

別表第一第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の定めるところにより、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対する生業資金、支度資金、技能修得資金等の貸付に関する事務を行うこと。

別表第一第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二　主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）の定めるところにより、指定種子生産ほ場を指定し、ほ場及び生産物審査を行い、ほ場審査証明書及び生産物審査証明書を交付し、並びに市町村、農業者の組織する団体又は指定種子生産者に対し優良種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行い、並びに主要農作物の原種及び原原種の生産を行い、並びに主要農作物の優良品種を決定するための試験を行うこと。

二十三の三　耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の定めるところにより、市町村長の請求に係る農地について対策調査を実施し、及び市町村等に対して耕土培養事業の施行に関し必要な指導を行うこと。

別表第一第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の定めるところにより、鉱害復旧のための復旧基本計画の変更で公共施設の復旧に充てるべき納付金又は負担金に係るものの認可の申請について同意を与え、並びに同号(二)の次に次のように加える。

(二の二)　町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）の定めるところにより、都道府県の区域ごとに職員の退職年金及び退職一時金に関する事務を共同処理するための一部事務組合を設けること。（町村に限る。）

別表第二第二号(十)の次に次のように加える。

(十の二)　汚物掃除法の定めるところにより、都道府県知事の指定があつた場合において、汚物を掃除し、及び清潔を保持すること。

別表第二第二号(十一)の次に次のように加える。

(十一の二)　下水道法（明治三十三年法律第三十二号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて下水道を築造し、並びに下水道疎通施設を設置し、及び管理すること。

別表第二第二号(二十二)を次のように改める。

(二十二)　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）及びこれに基く政令の定めるところにより、国が買収した農地等の使用料及び国が売り渡した農地等の対価を徴収すること。

別表第二第二号(二十五)の次に次のように加える。

(二十五の二)　臨時石炭鉱害復旧法の定めるところにより、鉱害復旧のための復旧基本計画の変更で公共施設の復旧費に充てるべき納付金又は負担金に係るものの認可の申請について同意を与え、並びに当該復旧費の一部を負担し、鉱害復旧事業団の請求によりその徴収金の滞納処分を行い、及び鉱害復旧事業団の事務経費の一部を補助すること。

別表第二第二号(二十六)の次に次のように加える。

(二十六の二)　道路法の定めるところにより、市町村道の管理を行うこと。

別表第二第二号(二十九)の次に次のように加える。

(二十九の二)　文化財保護法の定めるところにより、文化財保護委員会の指定を受けて史跡名勝天然記念物の管理を行うこと。

別表第二号(三十二)中「警察法」の下に「(昭和二十二年法律第百九十六号)」を加え、「(人口五千以上の市街的町村で警察を維持する町村に限る。)」を「(警察を維持する市町村に限る。)」に改める。

別表第二第二号に次のように加える。

(二十三)　警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の定めるところにより、警察吏員に協力援助した者の災害について療養その他の給付を行うこと。(警察を維持する市町村に限る。)

別表第三第一号(一)を(一の二)とし、(一の二)の前に次のように加える。

(一)　恩給法(大正十二年法律第四十八号)及びこれを準用する法律の定めるところにより、恩給を受ける権利を裁定すること。

別表第三第一号(三)の次に次のように加える。

(三の二)　調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)及びこれに基く政令の定めるところにより、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十八条第三項及び第五項に規定する請求の受理、当該請求に係る被害の調査並びに同条第三項の補償金の支払に関する事務並びに駐留軍労務者の雇入、提供、解雇及び労務管理、給与の支給並びに福利厚生に関する事務を行うこと。

(三の三)　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の定めるところにより、調達庁長官が使用し、又は収用しようとする土地等についてその公告があつた後における形質の変更等を許可し、土地等を引き渡すべき者等がその義務を履行しないとき等において、調達局長の請求により代執行をする等の事務を行うこと。

別表第三第一号(四)の次に次のように加える。

(四の二)　地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の定めるところにより、市町村税の課税権の帰属等について関係地方団体の長の意見が異なる場合に申出に基きこれを決定し、固定資産税の賦課に関する訴願を裁決し、及び二以上の市町村にわたる固定資産について評価を行い、当該固定資産の所在市町村及び価格を決定し、決定した価格を関係市町村に配分し、並びに市町村長に対して固定資産の評価に関する援助を与え、固定資産の価格の概要調書に記載された固定資産の価格について市町村間に著しい不均衡があると認めたとき、その修正を市町村長に勧告し、固定資産評価審査委員会の決定による訴願を裁決する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五)の次に次のように加える。

(五の二)　町村職員恩給組合法の定めるところにより、町村職員恩給組合の規約の変更を許可すること。

(五の三)　保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、保安官又は警備官の募集に関する事務の一部を行い、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合に保安隊又は警備隊の部隊の出動を要請し、及び天災、地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に保安隊又は警備隊の部隊の派遣を要請すること。

別表第三第一号(八)の次に次のように加える。

(八の二)　国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、国民貯蓄組合の代表者等に対し貯蓄に関し報告をさせ、帳簿書類その他の物件を検査し、又は監督上必要な命令をすること。

別表第三第一号(十一)を次のように改める。

(十一)　優生保護法の定めるところにより、都道府県優生保護審査会を監督し、受胎調節の実地指導を行うことができる者を指定し、及び優生手術又は人工妊娠中絶を行つた旨の届出を受理すること。

別表第三第一号(十二)の次に次のように加える。

(十二の二)　栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の定めるところにより、国民栄養調査の執行に関する事務を行い、集団給食施設の管理者から必要な報告を求め、又は栄養指導員をして特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設について必要な指導をさせ、及び職員をして特殊栄養食品の製造施設等に立ち入り、特殊栄養食品を検査させ、又は収去させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(二十八)の次に次のように加える。

(二十八の二)　有毒飲食物等取締令(昭和二十一年勅令第五十二号)の定めるところにより、関係者から報告を徴し、又は職員をして必要な場所に臨検し、業務の状況等を検査させること。

別表第三第一号(四十)中「覚せい剤の研究者」を「覚せい剤研究者」に、「覚せい剤の施用者等」を「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」に改める。

別表第三第一号(四十一)の次に次のように加える。

(四十一の二)　大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)の定めるところにより、大麻取扱者の免許及び登録を行い、免許証の交付、登録のまつ消等に関する事務を行い、大麻の栽培地外への持出しを許可し、大麻栽培者及び大麻研究者の業務に関する報告を受理し、並びに大麻取扱者の免許を取り消し、及び麻薬取締員その他の吏員をして栽培地、倉庫、研究室等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験のため大麻を取去させる等大麻の取締上必要な措置を講ずること。

(四十一の三)　麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の定めるところにより、麻薬卸売業者等の免許を行い、免許証の交付、書替及び再交付に関する事務を行い、麻薬卸売業者等の業務廃止等の届出、麻薬取扱に関する事故の届出、免許の失効等の際麻薬卸売業者等の現に所有する麻薬の品名及び数量の届出、麻薬卸売業者等の取り扱つた麻薬の品名、数量等に関する届出並びに医師の麻薬中毒患者診断の届出の受理等に関する事務を行い、並びに麻薬卸売業者等の免許を取り消し、これらの者の業務等の停止を命じ、及び麻薬卸売業者等から必要な報告を徴し、又は麻薬取締員その他の吏員をして業務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させる等麻薬取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十)中「児童福祉司の担当区域を定め、」を削り、「児童福祉施設に入所している児童等の入所及び入所後の保護に要する費用

の支弁に関する市町村の事務処理状況を実地に調査させ、」の下に「児童福祉施設に入所し、又は委託された児童等に要する費用等の徴収につき当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定し、」を加える。

別表第三第一号(五十)の次に次のように加える。

(五十の二)　母子福祉資金の貸付等に関する法律の定めるところにより、公共的施設内における売店等の施設等について公共的施設の管理者と協議を行い、且つ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所等を調査して配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に知らせる措置を講ずること。

別表第三第一号(五十三)の次に次のように加える。

(五十三の二)　国民健康保険再建整備資金貸付法（昭和二十七年法律第百四十四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、国民健康保険事業の再建整備を助成するため、保険者に対する貸付金の貸付及び償還に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(五十五)の次に次のように加える。

(五十五の二)　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、障害年金、遺族年金及び弔慰金に関する請求書等の受理、遺族年金及び弔慰金に関する証書等の記入及び交付並びに障害年金、遺族年金及び弔慰金を受ける権利の裁定に必要な調査に関する事務を行い、戦傷病者に更生医療の給付を行い、盲人安全つえ若しくは補装具等を支給し、又はこれらを修理し、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、若しくは職員をして指定医療機関について診療録等を検査させ、又は診療報酬の支払を一時差し止めること。

別表第三第一号(五十七)中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」の下に「又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）」を加える。

別表第三第一号(五十九)の次に次のように加える。

(五十九の二)　物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、価格等の統制額を指定し、統制額をこえる契約、支払又は受領の許可等に関する事務を行い、及び物価に関して報告を徴し、帳簿の作成を命じ、又は職員をして、必要な場所に臨検し、業務の状況等を検査させること。

別表第三第一号(六十二)の次に次のように加える。

(六十二の二)　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の定めるところにより、急傾斜地帯を指定し、及び急傾斜地帯についての農業振興計画の作成に関する事務を行うこと。

(六十二の三)　湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の定めるところにより、湿田単作地区を指定し、及び湿田単作地区についての農業改良計画の作成に関する事務を行うこと。

(六十二の四)　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の定めるところにより、主務大臣の海岸砂地地帯の指定の通知を受けて、当該指定に係る海岸砂地地帯についての農業振興計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第三第一号(六十四)の次に次のように加える。

(六十四の二)　農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の定めるところにより、農山漁村に電気を導入する事業を行おうとする者の申請により電気導入計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第三第一号(六十五)の次に次のように加える。

(六十五の二)　耕土培養法の定めるところにより、耕土培養地域を指定し、市町村長に対して耕土培養の実施の要領の指示及び耕土培養の実施に関し必要な事項の勧告をし、並びに市町村長の定める耕土培養計画を承認する等の事務を行うこと。

(六十五の三)　てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）の定めるところにより、てん菜生産振興計画を定めること。

別表第三第一号(七十)を次のように改める。

(七十)　農地法及びこれに基く政令の定めるところにより、農地又は採草放牧地の権利の設定又は移転及び農地の転用等を許可し、市町村農業委員会の定める小作料の最高額を認可し、並びに小作地及び小作採草放牧地について、所有制限の例外地を指定し、買収令書を作成交付し、農地又は採草放牧地の売渡通知書を作成交付する等小作地等の買収及び売渡に関する事務を行い、並びに開発して農地とすることが適当な土地等について、これを調査し、国が買収することの適否を決定し、買収令書を作成交付し、国から売り渡すべき土地等の土地配分計画を作成し、売渡を受けるに適当な者を選定し、売渡予約書及び売渡通知書を作成交付し、売渡後の検査を行う等未墾地等の買収及び売渡に関する事務を行い、並びに国が買収した土地、立木等の管理を行い、及び市町村農業委員会のした処分に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(七十六)の次に次のように加える。

(七十六の二)　製糸業法（昭和七年法律第二十九号）の定めるところにより、主務大臣の指示に従い、小型機船底びき網漁業に使用されている船舶について年度ごとに整理すべきものを指定する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(九十)を次のように改める。

(九十)　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、指定漁船についての義務付に関する報告を求め、又は職員をして事務所等を臨検検査させること。

別表第三第一号(八十一)中「主要食糧の配給に関する実施計画」を「米穀類の配給に関する実施計画」に、「主要食糧の販売業者」を「米穀類の販売業者」に、「米麦等」を「米穀」に改める。

別表第三第一号(八十八)の次に次のように加える。

(八十八の二)　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の定めるところにより、漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて主務大臣に送付すること。

別表第三第一号(八十九)の次に次のように加える。

(八十九の二)　小型機船底びき網漁業整理特別措置法（昭和二十七年法律第七十七号）の定めるところにより、主務大臣の指示に従い、小型機船底びき網漁業に使用されている船舶について年度ごとに整理すべきものを指定する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(九十)を次のように改める。

(九十)　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、指定漁船についての義務付

保の発起人から提出する指定漁船調査の訂正を承認し、又は訂正を命じ、漁船保険組合の仮理事の専任等漁船保険組合の管理に関する事務を行い、並びにその業務及しくは財産の状況について報告を求め、又はこれらについて検査し、及び総会又は総代会の議決等を取り消す等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十三の次に次のように加える。

九十三の二　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の定めるところにより、主務大臣の行う競走場設置の許可について、公聴会を開いた上で、意見を述べること。

別表第三第一号九十七の次に次のように加える。

九十七の三　臨時石炭鉱害復旧法及びこれに基く政令の定めるところにより、鉱害復旧事業団体設立の発起人となる被害者を承認し、被害者を鉱害復旧事業団の評議員に推薦し、及び復旧基本計画の作成又は変更を承認し、認可の申請に係る復旧工事の実施計画の縦覧等を行い、並びに農地又は農業用施設の復旧工事に関して報告を徴し、又は職員をして立入検査をさせる等の事務を行うこと。

九十七の三　電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の定めるところにより、公益事業者及び自家用発電事業者が測量等のため他人の土地に立ち入ることを許可し、並びに公益事業者及び自家用発電事業者が行う電線路等の施設又は保守のための植物の伐除等及びこれに伴う損失の補償又は土地の立入に伴う損失の補償について当事者間に協議がととのわないとき、又は協議することができないときに裁定する等の事務を行うこと。

九十七の四　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の定めるところにより、電源開発調整審議会の求めにより電源開発調整審議会に出席して意見を述べ、及び電源開発株式会社の職員が測量等のため他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採することを許可すること。

別表第三第一号九十八中「必要な指示をする」を「必要な命令をする」に改める。

別表第三第一号百一の次に次のように加える。

百一の二　連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、職員をして家屋等の引渡を受けさせ、主務大臣の発する家屋等の除去命令に従わないときこれを除去させ、及び家屋等について報告若しくは資料を徴し、又は職員をして必要な場所に立ち入り、家屋等の状況等を検査させること。

別表第三第一号百三中「整備を命ずる等」を「整備を命じ、及び軽自動車の車両番号を指定する等」に改め、同号百三の次に次のように加える。

百三の二　自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、自動車の抵当権の登録に関する事務を行うこと。

百三の三　旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）及びこれに基く政令の定めるところにより、邦人旅行あつ旋業者の登録に関する事務を行い、及び旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。

別表第三第一号百八中「通知等に関する事務を行い、並びに緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用を許可すること。」を「通知等に関する事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号百十三の次に次のように加える。

百十三の二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付、還付及び災害復旧事業の成功認定に関する事務を行い、並びに市町村の災害復旧事業について必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をし、若しくは負担金の返還を命ずる等市町村の災害復旧事業の監督に関する事務を行うこと。

別表第三第一号百十五を次のように改める。

百十五　道路法の定めるところにより、都道府県道の路線を認定し、一級国道及び二級国道の管理を行い、並びに第百五十五条第二項の市の市道以外の市町村道の道路管理者に対して監督上必要な命令をする等の事務を行うこと。

別表第三第一号百十九の次に次のように加える。

百十九の二　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の定めるところにより、宅地建物取引業者の登録に関する事務を行い、宅地建物取引業者がその業務に関して受けることができる報酬の額を定め、又は業務の停止を命じ、登録を取り消す等の処分を行い、及びその業務について必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させること。

別表第三第一号百二十の次に次のように加える。

百二十の二　地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の定めるところにより、地代又は家賃の額の認可に関する事務を行い、及び貸主に対して地代若しくは家賃に関する帳簿の作成等を命じ、貸主若しくは借主から報告を徴し、又は職員をして借地、借家等の場所に臨検検査させること。

別表第三第一号百二十三を次のように改める。

百二十三　国土調査法の定めるところにより、市町村又は土地改良区等が作成する土地分類調査、水調査又は地籍調査の計画及び作業規程を審査してこれらの調査を国土調査として指定し、その成果を認証し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供する等の事務を行うこと。

別表第三第二号七中「法人」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」に改め、同号八中「法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四条の法人」に改め、同号九中「地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人若しくは」を「地方公共団体、日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は」に改める。

別表第三第四号六中「又は自動車」を「又は自動車若しくは軌道車」に改め、「並びに自動車運転試験及び自動車運転免許」の下に「又は原動機付自転車の運転免許」を加える。

別表第三第五号二中「及び労働関係調整法」を「、労働関係調整法及び地方公営企業労働関係法」に改める。

別表第三第六号二から四までを次のように改める。

二から四まで　削除

別表第四第一号一中「上水若しくは下水」を「溝渠」に改め、一を二の二とし、一の二の前に次のように加える。

（一）栄養改善法の定めるところにより、集団給食施設の管理者から必要な報告を求め、又は栄養指導員をして特定多数人に対し継続的に食事を供給する施設について必要な指導をさせ、及び職員をして特殊栄養食品の製造施設等に立ち入り、特殊栄養食品を検査させ、又は収去させる等の事務を行うこと。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号（十九）の次に次のように加える。

（十九の二）戦傷病者戦没者遺族等援護法及びこれに基く政令の定めるところにより、戦傷病者に更生医療の給付を行い、及び盲人安全つえ若しくは補装具等を支給し、又はこれらを修理すること。

別表第四第一号（二十）を次のように改める。

（二十）道路法の定めるところにより、一級国道及び二級国道の管理を行うこと。（第百五十五条第二項の市の市長に限る。）

別表第四第二号（一）の次に次のように加える。

（一の二）保安庁法及びこれに基く政令の定めるところにより、保安官又は警備官の募集に関する事務の一部を行うこと。

別表第四第二号（四）を次のように改める。

（四）削除

別表第四第二号（五）中「地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会」を「保護観察所の長」に改める。

別表第四第二号（七）の次に次のように加える。

（七の二）死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）の定めるところにより、死産の届出を受理すること。

別表第四第二号（二十四）の次に次のように加える。

（二十四の二）戦傷病者戦没者遺族等援護法及びこれに基く政令の定めるところにより、戦傷病者に更生医療の給付を行い、及び盲人安全つえ若しくは補装具等を支給し、又はこれらを修理すること。（福祉事務所を管理する町村長に限る。）

別表第四第二号（二十七）の次に次のように加える。

（二十七の二）急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、急傾斜地帯についての農業振興計画の作成に関する事務を行うこと。（急傾斜地帯に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。）

（二十七の三）湿田単作地域農業改良促進法の定めるところにより、湿田単作地区についての農業改良計画の作成に関する事務を行うこと。（湿田単作地区に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。）

別表第四第二号（二十八）の次に次のように加える。

（二十八の二）耕土培養法の定めるところにより、耕作者又は農業団体の請求に係る農地についての対策調査を実施すべきことを都道府県に求め、及び耕土培養事業計画を作成すること。

別表第四第二号（三十）から（三十二）までを次のように改める。

（三十）農地法の定めるところにより、農地又は採草放牧地の使用貸借による権利又は賃借権の設定又は移転を許可し、小作料の最高額を定め、耕作の事業を行うための土地若しくは立木についての利用権の設定を承認し、又は利用権の設定の協議がととのわないとき若しくは協議をすることができないときに裁定し、並びに小作地又は小作採草放牧地について、所有してはならないものがあると認めたときにこれについて公示等を行い、国が買収すべきものを定めて関係書類を都道府県知事に進達し、買収令書の謄本の公示等を行い、及び農地又は採草放牧地の買受申込書を都道府県知事に進達する等小作地等の買収及び売渡に関する事務を行い、並びに開発して農地とすることが適当な土地等について、国が買収することが適当なものについて公示等を行い、買収令書の謄本の公示等を行い、及び土地等の買受申込書を都道府県知事に進達する等未墾地等の買収及び売渡に関する事務を行い、並びに毎年小作地及び小作採草放牧地の所有の状況を記載した書類を作成し、これを縦覧に供する等の事務を行うこと。（市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。）

（三十一）及び（三十二）削除

別表第四第二号（三十四）中「家畜の疾病に因る死亡等の届出の受理に関する事務を行うこと。」を「家畜の疾病に因る死亡等の届出を受理し、及び家畜伝染病のまん延を防止するため特に緊急を要するときは通行をしゃ断すること。」に改める。

別表第四第二号（三十五）中「米麦等」を「米穀」に改める。

別表第四第二号（三十六）中「非常災害」に際して森林の立木竹の伐採を許可し、及び」を削り、（三十六の次に次のように加える。

（三十六の二）漁船損害補償法及びこれに基く政令の定めるところにより、指定漁船についての義務付保の発起人からの義務付保についての届出を公示するとともに、指定漁船調書を縦覧に供し、及び指定漁船の所有者の代表者から義務付保の同意があつたときこれを公示すること。

別表第四第二号（三十七）の次に次のように加える。

（三十七の二）臨時石炭鉱害復旧法の定めるところにより、鉱害復旧事業団の設立の発起人となり、及び設立の認可の申請について同意を与える等の事務を行うこと。

別表第四第二号（四十一）中「公共職業安定所長」を「海運局長」に改める。

別表第四第二号（四十七）を次のように改める。

（四十七）道路法の定めるところにより、市町村道の路線を認定すること。

別表第四第二号（四十九）の次に次のように加える。

（四十九の二）地代家賃統制令の定めるところにより、地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額を地代又は家賃の台帳に記入し、及び公衆の閲覧に供すること。

別表第四第五号（五）中「又は自動車」を「又は自動車若しくは軌道車」に改め、「並びに自動車運転試験及び自動車運転免許」の下に「又は原動機付自転車の運転許可」を加える。

別表第四第六号（一）から（三）までを次のように改める。

（一）農地法の定めるところにより、農地又は採草放牧地の使用貸借による権利又は賃借権の設定又は移転を許可し、小作料の最高額を定め、耕作の事業を行うための土地若しくは立木についての利用権の設定を承認し、又は利用権の設定の協議がととのわないとき若しくは協議をすることができないときに裁定し、並びに小作地又は小作採草放牧地について、所有してはならないものがあると認めるときにこれについて公示等を行い、国が買収すべきものを定めて関係書類を都道府県知事に進達し、買収令書の謄本の公示等を行い、及び農地又は採草放牧地

の買受申込書を都道府県知事に進達する等小作地等の買収及び売渡に関する事務を行い、並びに開発して農地とすることが適当な土地等について、国が買収することが適当なものについて公示等を行い、買収令書の謄本の公示等を行い、及び土地等の買受申込書を都道府県知事に進達する等未墾地等の買収及び売渡に関する事務を行い、並びに毎年小作地及び小作採草放牧地の所有の状況を記載した書類を作成し、これを縦覧に供する等の事務を行うこと。

（二）及び（三）　削除

別表第五第三号中「市及び警察を維持する町村」を「警察を維持する市町村」に改める。

別表第六第一号都道府県の部中

統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。
統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。
国民栄養調査員	栄養改善法第四条第二項の定めるところによる。
栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。
薬物劇物監視員	薬物劇物監視員
麻薬取締員	麻薬取締法第五十四条第三項及び第四項の定めるところによる。
社会福祉主事	社会福祉事業法第十八条及び附則第五項の定めるところによる。
社会福祉主事	社会福祉事業法第十八条及び附則第五項の定めるところによる。
民生委員の指導訓練に従事する吏員	民生委員法第十六条第二項の定めるところによる。
統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。
栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。

に、「薬物劇物監視員」を「薬物劇物監視員」に、「社会福祉主事」を「社会福祉事業法第十八条及び附則第五項の定めるところによる。」に、「民生委員の指導訓練に従事する吏員」を「民生委員法第十六条第二項の定めるところによる。」に改め、公営住宅監理員の項を削る。

別表第六第一号市町村の部中「統計主事」を「統計法第十条第六項の定めるところによる。」に、「栄養指導員」を「栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。」に、「市町村」を「市町村」に改め、公営住宅監理員の項を削る。

別表第六第三号中「市及び警察を維持する町村」を「警察を維持する市町村」に改める。

別表第七第一号中

都道府県優生保護審査会	優生保護法第十七条第三項の規定による優生手術に関する適否の審査に関する事務
地区優生保護審査会	優生保護法第十七条第四項の規定による保健所の区域ごとの人口妊娠中絶に関する適否の審査に関する事務

を「都道府県優生保護審査会」「優生保護法第十七条第三項の規定による優生手術に関する適否の審査に関する事務」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正

地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第六条の改正規定中「教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に定める教育長の免許状を有する」を削り、「当分の間」を「昭和二十九年三月三十一日までの間」に改める。

附則を附則第一項として項番号を附し、附則に次の一項を加える。

2　教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

附則第七十八条を次のように改める。

第七十八条　市町村の教育委員会は、第四十一条及び教育公務員特例法第十六条の規定にかかわらず、その市町村の助役を当該教育委員会の教育長に任命することができる。

2　前項の規定により任命された教育長の在任期間は、昭和二十九年三月三十一日までとする。

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（古物営業法の一部改正）

第一条　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項各号列記以外の部分中「命令」を「政令」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第三項中「これが保管者において、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

（国有財産法の一部改正）

第三条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「国有財産に関する事務を、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

（学校教育法の一部改正）

第四条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「監督庁の定める事項」を「政令で定める事項」に改める。

第六条第二項中「又は公立の」を削る。

第十二条第二項を次のように改める。

身体検査及び衛生養護の施設に関する事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては監督庁がこれを定める。

第二十二条第二項中「監督庁が、」を「政令で」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

前項の場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六

十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項前段の規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第四十五条第二項中「監督庁が、これを定める。」を「第四条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外、監督庁が、これを定める。」に改める。

第八十八条中「必要な事項は、」を「必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては」に改める。

第百五条第二項中「文部大臣の定めるところによる。」を「第四条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外、文部大臣の定めるところによる。」に改める。

第百六条第一項本文中「第二十二条第二項、」及び「第四条及び」を削り、同条同項但書中「文部大臣は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

（私立学校法の一部改正）

第五条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　雑則（第六十四条・第六十五条）」を「第四章　雑則（第六十四条・第六十五条の二）」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（実施規定）

第六十五条の二　この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部省令で定める。

（文化財保護法の一部改正）

第六条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第七十二条中「適当な」を「政令の定めるところにより、」に改める。

（博物館法の一部改正）

第七条　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項各号列記以外の部分中「文部省令」を「政令」に改める。

（水道条例の一部改正）

第八条　水道条例（明治二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「必要ト認ムルトキハ」の下に「政令ノ定ムル所ニ依リ」を加える。

（伝染病予防法の一部改正）

第九条　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

都道府県知事ハ第二項ノ規定ニヨリ予防方法ヲ施行スル必要アリト認ムル伝染病発生シタルトキハ其ノ性状ヲ記シ且此ノ法律中其ノ適用スベキ規定及此ノ法律ヲ適用スベキ地域ニ関スル意見ヲ付シ厚生大臣ニ報告スベシ

第二条ノ二の次に次の一条を加える。

第二条ノ三　伝染病ノ病原体保有者又ハ其ノ保護者ハ都道府県知事ニ対シ其ノ病原体ノ有無ニ関シ検査ヲ請求スルコトヲ得

第五条第一項中「当該吏員」を「市町村長若ハ予防委員」に改める。

第七条中「当該吏員」を「市町村長（保健所法第一条ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル市ニ於テハ保健所長）又ハ予防委員」に改める。

第八条中「当該吏員」を「都道府県衛生吏員又ハ検疫委員」に改める。

第九条及び第十条中「当該吏員」を「市町村長、検疫委員又ハ予防委員」に改める。

第十一条第一項中「当該吏員」を「市町村長又ハ予防委員」に改め、同条第二項中「当該吏員」を「市町村長、検疫委員又ハ予防委員」に改める。

第十三条中「当該吏員」を「市町村長又ハ予防委員」に改める。

第十八条ノ二第三項中「厚生大臣之ヲ定ム」を「政令ヲ以テ之ヲ定ム」に改める。

（癩予防法の一部改正）

第十二条　癩予防法（明治四十年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主務大臣ハ」の下に「政令ノ定ムル所ニ従ヒ」を加え、同条第二項を削る。

（健康保険法の一部改正）

第十三条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第九条ノ二中「行政庁」を「厚生大臣又ハ都道府県知事」に改める。

第十条中「行政庁」を「都道府県知事」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ政府ノ管掌スル健康保険ノ事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

（国立公園法の一部改正）

第十四条　国立公園法（昭和六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「又ハ協議ヲ為スコト能ハザルトキハ」の下に「政令ノ定ムル所ニ依リ」を加える。

（船員保険法の一部改正）

第十五条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

前項ノ船員保険ノ事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第九条第三項中「行政庁ニ出頭セシムルコトヲ得」を「官公署ニ出頭セシムルコトヲ得」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条ノ二　本法ニ規定スル行政庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ都道府県知事之ヲ行フ

（厚生年金保険法の一部改正）

第十六条　厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

前項ノ厚生年金保険ノ事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第十四条を次のように改める。

第十四条　本法ニ規定スル行政庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ都道府県知事之ヲ行フ

（保健所法の一部改正）

第十七条　保健所法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保健所」を「保健所長」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　保健所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。

第六条を次のように改める。

第六条　保健所に、所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項を審議させるため、運営協議会を置く。

前項の運営協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

本則に次の二条を加える。

第十一条　厚生大臣は、政令の定めるところにより、第一条に規定する地方公共団体の長に対し、保健所の運営に関し必要な報告を求めることができる。

第十二条　この法律に定めるもの外、保健所及び保健所支所の設置、廃止及び運営に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

（児童福祉法の一部改正）

第十八条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

第三十四条の三　この法律に定めるものの外、福祉の措置及び保障に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第四十六条第二項を次のように改める。

行政庁は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、且つ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

行政庁は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、且つ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、児童福祉審議会の意見を聞き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十九条の三の次に次の一条を加える。

第五十九条の四　この法律で行政庁とは、厚生大臣又は都道府県知事とする。

（あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部改正）

第十九条　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

第一項の試験に関する事務を行わせるため、政令の定めるところにより、都道府県知事の管理に属するあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員を置く。

第十一条第一項を次のように改める。

この法律に規定するものの外、免許証の書換交付、再交付及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に関する事項及び施術所の清潔保持又は規格に関して必要な事項は省令でこれを定める。

（食品衛生法の一部改正）

第二十条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を次のように改める。

前項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が製品検査を行うべき食品、添加物、器具及び容器包装は政令で、製品検査の方法、手続、手数料その他製品検査に関し必要な事項（政令で定めるべきものを除く。）は省令でこれを定める。

第十八条第三項を次のように改める。

都道府県及び保健所を設置する市の食品衛生検査施設に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十九条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、「定員及び」を削り、「省令」を「政令」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

都道府県知事及び保健所を設置する市の市長は、政令の定めるところにより、食品衛生監視員に各営業の施設等について、監視又は指導を行わせなければならない。

第二十条中「厚生大臣の指定する」を「政令で定める」に改める。

第二十七条に次の二項を加える。

保健所長は、前項の届出を受けたときは、政令の定めるところにより、調査し、且つ、都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、政令の定めるところにより、厚生大臣に報告しなければならない。

第三十一条第一号中「第十九条第三項」を「第十九条第四項」に改める。

（理容師美容師法の一部改正）

第二十一条　理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条後段を削り、同条に次の一項を加える。

前項の理容師養成施設、実地習練及び理容師試験に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第三条後段を削り、同条に次の一項を加える。

前項の美容師養成施設、実地習練及び美容師試験に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第五条第二項及び第六条の二中「省令」を「政令」に改める。

（栄養士法の一部改正）

第二十二条　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及び試験」を「、養成施設及び試験」に、「省令」を「政令」に改める。

（予防接種法の一部改正）

第二十三条　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

厚生大臣は、疾病のまん延予防上必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、臨時に予防接種を都道府県知事に行わせることができる。

第七条中「期日を指定しなければならない。」を「期日及び場所を指定し、これを公告しなければならない。」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条　市町村長は、保健所長の指示を受けて、予防接種を受けるべき者が、他人に疾病を感染させる虞があると認めるときは、その者が予防接種を行う場所に立ち入ることを禁止することができる。

2　市町村長は、前項の措置を執つたときは、保健所長の指示を受けて、その者について別に期日を指定し、又は別に場所を定めて、予防接種を行わなければならない。

第十九条の二を第十九条の三とし、第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　予防接種を受けた者が居住の場所を他の市町村に移したときは、本人又はその保護者は、旧居住地の市町村長に新居住地を届け出なければならない。

2　前項の届出を受けた市町村長

は、その者の予防接種の記録を、新居住地の市町村長に送付しなければならない。

（優生保護法の一部改正）

第二十四条　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3　前二項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

第十五条に次の一項を加える。

3　前二項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十二条に次の一項を加える。

3　厚生大臣は、第一項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなくなつたときは、その認可を取り消すことができる。この場合においては、厚生大臣は、優生保護相談所の設置者に釈明の機会を与えるため、職員をして当該設置者について聴聞を行わせなければならない。

（性病予防法の一部改正）

第二十五条　性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「省令」を「政令」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「省令」を「政令」に改め、同条第三項中「都道府県又は市町村は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

（薬事法の一部改正）

第二十六条　薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

3　前項に定めるものの外、登録に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　配置販売業者又はその配置員が医薬品の販売に従事するときは、省令の定めるところにより、都道府県知事の発行する身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

4　前項に定めるものの外、登録に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十三条に次の一項を加える。

2　前項の検査に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第四十六条に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、薬剤師又は医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販売業者について、前三項の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第五十条第三項中「省令」を「政令」に改める。

第五十六条第一項中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に、「第三十三条から第三十六条まで」を「第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで」に改める。

（民生委員法の一部改正）

第二十七条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「厚生大臣の定めるところにより」を「厚生大臣の定める基準に従い、」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第二十八条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第二項中「権限の一部は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

（医師法の一部改正）

第二十九条　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び返納」を「、返納及び提出」に、「省令」を「政令」に改める。

（歯科医師法の一部改正）

第三十条　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び返納」を「、返納及び提出」に、「省令」を「政令」に改める。

（保健婦助産婦看護婦法の一部改正）

第三十一条　保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び返納」を「、返納及び提出」に、「省令」を「政令」に改める。

第三十三条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦がその就業地を他の都道府県に移したときは、十日以内に後の就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

4　前項の届出を受けた都道府県知事は、その旨を前の就業地の都道府県知事に通知しなければならない。

第三十四条第二項を次のように改める。

2　前項の従事証の書換交付、再交付、返納及び提出に関する事項は政令で、同項の名簿及び従事証の記載事項は省令でこれを定める。

（歯科衛生士法の一部改正）

第三十二条　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「及び返納」を「、返納及び提出」に、「省令」を「政令」に改める。

第十一条第二項中「厚生大臣は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

（医療法の一部改正）

第三十三条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項に次の但書を加える。

但し、政令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　特別の事情により第二十三条第一項の規定に基く省令の規定を適用し難いときは、都道府県知事は、厚生大臣の承認を受けて、規則でこれらの事項に関し別段の定をすることができる。

第二章中第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二　この章に特に定めるものの外、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第四章中第六十八条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二　この章に特に定めるものの外、医療法人の監督に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（死体解剖保存法の一部改正）

第三十四条　死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「省令」を「政令」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三十五条　身体障害者福祉法（昭

和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十項中「中央身体障害者福祉審議会の意見を聞いて、」を削り、「省令」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

11　身体障害者手帳に関して必要な事項を定めようとする場合においては、厚生大臣は、あらかじめその案について中央身体障害者福祉審議会の意見を聞かなければならない。

第二十七条に次の一項を加える。

7　前各項に定めるものの外、身体障害者更生援護施設の設置に関し必要な事項は、政令で定める。

（精神衛生法の一部改正）

第三十六条　精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条（両罰規定）第十二条（省令への委任）」を「第十一条（両罰規定）第十一条の二（承認等の取消）第十二条（政令への委任）」に改める。

第四条に次の一項を加える。

4　第二項の規定により設置した精神病院を廃止しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

第七条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により設置した精神衛生相談所を廃止しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

（承認等の取消）

第十一条の二　厚生大臣は、指定病院又は第九条第一項の規定により設置された精神衛生相談所の運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めるときは、その指定の承認又は設置の許可を取り消すことができる。

この場合においては、厚生大臣は、指定病院又は精神衛生相談所の設置者に釈明の機会を与えるため、職員をして当該設置者について聴聞を行わせなければならない。

第十二条を次のように改める。

（政令への委任）

第十二条　この法律に定めるものの外、都道府県の設置する精神病院及び精神衛生相談所に関して必要な事項は、政令で定める。

（生活保護法の一部改正）

第三十七条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「厚生省令」を「政令」に改める。

（クリーニング業法の一部改正）

第三十八条　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「登録の手続」を「登録」に、「厚生省令」を「政令」に改める。

（狂犬病予防法の一部改正）

第三十九条　狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項但書の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に報告しなければならない。

第四条に次の一項を加える。

5　前四項に定めるものの外、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

第五条第二項中「保健所長は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

第六条第六項中「予防員は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

第十四条第一項中「予防員は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第四十条　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3　第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験のうち、農業上必要な毒物又は劇物を取り扱う者に対するものについては、都道府県知事は、同項同号に規定する試験の課目を厚生大臣の承認を受けてその実務に必要な範囲に限定することができる。

第十九条に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者について前三項の規定による処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

（社会福祉事業法の一部改正）

第四十一条　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条に次の一項を加える。

4　第一項の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を附するものとする。

第四十一条第二項を次のように改める。

2　第二十九条第四項の規定は定款の変更の認可の申請に、第三十条の規定は定款の変更の認可にそれぞれ準用する。

第四十四条に次の一項を加える。

4　第二十九条第四項の規定は、第二項の規定による認可又は認定の申請に準用する。

第四十七条第三項を次のように改める。

3　第二十九条第四項の規定は合併の認可の申請に、第三十条の規定は合併の認可にそれぞれ準用する。

（診療エックス線技師法の一部改正）

第四十二条　診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び診療エックス線技師籍」を「免許証の提出、診療エックス線技師籍及び住所の届出」に、「省令」を「政令」に改める。

（農業倉庫業法の一部改正）

第四十三条　農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十七条　本法中行政官庁トアルハ都道府県ノ区域若ハ其ノ区域ヲ超ユル区域ヲ地区トスル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ガ農業倉庫業者又ハ連合農業倉庫業者タル場合ニ在リテハ農林大臣トシ其ノ他ノ場合ニ在リテハ都道府県知事トス

農林大臣ハ其ノ権限ノ一部ヲ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

（狩猟法ノ一部改正）

第四十四条　狩猟法（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条ノ二第一項中「省令」を「政令」に改め、同条第四項但書中「農林大臣ノ指定スルモノ」の下に「及軽微ナル工作物ノ設置ニシテ農林大臣ノ許可ヲ受ケ都道府県知事ノ指定スルモノ」を加える。

第十四条第二項及び第三項中「省令」を「政令」に改め、同条に次の一条を加える。

農林大臣公益上必要アリト認ムルトキ又ハ猟区ヲ存置スルノ要ナシト認ムルトキハ猟区設定者ニ対シ猟区設定ノ認可ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テ農林大臣ハ猟区設定者ニ釈明ノ機会ヲ

与フル為予メ職員ヲシテ猟区設定者ニ就キ聴聞ヲ行ハシムルコトヲ要ス

（森林火災国営保険法の一部改正）

第四十五条　森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条ノ二　政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ保険事務ノ一部ヲ都道府県知事ヲシテ行ハシムルコトヲ得

政府保険契約ニ関スル事務ヲ都道府県知事ヲシテ行ハシムル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ負担ス

（林業種苗法の一部改正）

第四十六条　林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条ノ二　本法中行政官庁トアルハ都道府県知事トス但シ第六条、第九条及第十三条中行政官庁トアルハ農林大臣又ハ都道府県知事トシ第十条中行政官庁トアルハ農林大臣トス

（蚕糸業法の一部改正）

第四十七条　蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「蚕種製造業者」を「都道府県又ハ蚕種製造業者」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

蚕種ヲ輸入シタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ検査ヲ受ケ又ハ自ラ検査ヲ行フベシ

第十四条中「行政官庁ハ」の下に「政令ノ定ムル所ニ依リ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十四条ノ二　桑園ヲ耕作スル者ハ其ノ耕作スル桑園ニ関シ政令ノ定ムル所ニ依リ市町村長ノ登録ヲ受クベシ

第十五条に次の二項を加える。

都道府県ハ前項ノ検定ヲ行フ為政令ノ定ムル所ニ依リ蠶種検定所ヲ設置スベシ

生蠶ノ売買若ハ仲立ヲ業トスル者又ハ其ノ従業者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ住所地ヲ管轄スル都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条ノ二　本法ニ規定スル行政官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ都道府県知事之ヲ行フ

（食糧緊急措置令の一部改正）

第四十九条　食糧緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条ノ二　本令中政府ノ職権ハ政令ヲ以テ定ムル場合ヲ除キ都道府県知事ヲシテ之ヲ行ハシム

但シ第七条ノ政府ノ職権ハ農林大臣之ヲ行フモノトス

（競馬法の一部改正）

第五十条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第十六条中」の下に「二省令」とあるのは「政令」と、」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）

第五十一条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十七条第二項中「権限の一部は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

（獣医師法の一部改正）

第五十二条　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条前段中「その旨」を「省令で定める事項」に改め、同条後段中「又は当該施設の所在地を変更」を「又は当該施設の所在地を変更し、若しくは届出事項を変更」に改める。

（家畜商法の一部改正）

第五十三条　家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「省令」を「政令」に改める。

（漁業法の一部改正）

第五十四条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　漁業調整（第六十五条―第七十四条）」を「第四章　漁業調整（第六十五条―第七十五条）」に改める。

第四章中第七十四条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第七十四条の二　農林大臣は、政令の定めるところにより、本章に規定するその権限の一部を都道府県知事をして行わせ、又はその事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

第百二十条に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事は、当該土地、立木竹又は土石につき所有権その他の権利を有する者にその旨を通知し、且つ、公告するものとする。

（漁船法の一部改正）

第五十五条　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、登録を受けた漁船の所有者がその登録票を亡失し、又はき損したために事由を具して登録票の再交付を申請したときは、申請者に登録票を交付しなければならない。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第五十六条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「省令」を「政令」に改める。

第二十一条第一項但書中「省令」を「政令」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）

第五十七条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項を削り、第三十二条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第三十二条の二　農林大臣は、政令の定めるところにより、その権限の一部を都道府県知事をして行わせ、又はその事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

（農地法の一部改正）

第五十八条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第七号を第八号とし、同条同項第六号の次に次の一号を加える。

七　地割慣行のある小作地又は鉱山若しくは炭坑附近の陥没のおそれがある小作地で、都道府県知事の承認を受けて市町村農業委員会の指定したもの

（火薬類取締法の一部改正）

第五十九条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の三項を加える。

5　譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間は、一年以内で都道府県知事が当該譲渡又は譲受に必要であると認めて定めた期間とする。

6　譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく交付を受けた都道府

県知事に届け出て、その書換を受けなければならない。

7　譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、その事由を具して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。

第二十条に次の一項を加える。

2　第十七条第五項から第七項までの規定は、運搬証明書の有効期間、書換及び再交付について準用する。

第三十一条に次の一項を加える。

6　第十七条第六項及び第七項の規定は、火薬類作業主任者免状及び火薬類取扱主任者免状の書換及び再交付について準用する。

（小型自動車競走法の一部改正）

第六十条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「小型自動車競走施行者は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

第二十三条を次のように改める。

（委任事項）

第二十三条　この法律に定めるものの外、小型自動車競走場その他小型自動車競走の実施に関する事務で地方公共団体が処理しなければならないものは政令で、小型自動車の規格に関する事項、小型自動車競走場、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の登録規準その他登録に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項（政令で定めるべきものを除く。）は省令で定める。

（計量法の一部改正）

第六十一条　計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

（協議）

第百五十八条の二　都道府県の区域内に特定市町村があるときは、その都道府県知事及び特定市町村の長は、毎年四月に、特定市町村の区域における第百五十四条から第百五十七条までの規定による取締の実施に関し、その取締を行う区域、計量器の種類、期間その他必要な事項について協議しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による協議の結果を通商産業大臣に報告しなければならない。

（水難救護法の一部改正）

第六十二条　水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

「第三章」を「第四章」に改め、第三十条の次に次の一章を加える。

第三章　雑則

第三十条ノ二　本法ニ定ムルモノノ外本法施行ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

（軌道法の一部改正）

第六十三条　軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

第三十三条　本法ニ定ムルモノノ外本法施行ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

（船員法の一部改正）

第六十四条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四条中「主務大臣は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

（通訳案内業法の一部改正）

第六十五条　通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「省令の定めるところにより、」を「都道府県規則で定める手続により、」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第六十六条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

5　第一項の規定による自動車登録番号標の破壊又は廃棄については、陸運局長の確認を受けなければならない。

（モーターボート競走法の一部改正）

第六十七条　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「施行者は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

第二十六条を次のように改める。

（委任事項）

第二十六条　この法律に定めるものの外、競走場その他競走の実施に関する事務で地方公共団体が処理しなければならないものは政令で、競走場、競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター並びに審判員の登録規準その他登録に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項（政令で定めるべきものを除く。）は運輸省令で定める。

（失業保険法の一部改正）

第六十八条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

前項の失業保険の事務の一部は、政令の定めるところによつて、都道府県知事に行わせることができる。

（河川法の一部改正）

第六十九条　河川法（明治二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　地方行政庁ハ河川管理ノ為吏員ヲ置クベシ

第二十四条第二項中「主務大臣ノ定ムル所ニ依ル」を「政令ヲ以テ之ヲ定ム」に改める。

第五十五条第三項を削る。

（砂防法の一部改正）

第七十条　砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削る。

第三十一条後段を削る。

第三十八条第三項を削る。

（運河法の一部改正）

第七十一条　運河法（大正二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

免許ヲ受ケタル者ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ全部又ハ一部ノ通航ヲ停止スルコトヲ得ズ

（住宅組合法の一部改正）

第七十二条　住宅組合法（大正十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条　本法ニ定ムルモノノ外本法施行ノ為必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

（貸家組合法の一部改正）

第七十三条　貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

「第十章」を「第十一章」に改め、第四十二条の次に次の一章を加える。

第十章　雑則

第四十二条ノ二　本法ニ定ムルモノノ外本法施行ノ為必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

（道路法の一部改正）

第七十四条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項前段中「これを公示しなければならない。」を「これを公示し、且つ、これを表示した図面を都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第四条中学校教育法第三十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

3　この法律施行の際従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔中井一夫君登壇〕

○中井一夫君　ただいま議題となりました三つの法案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、地方税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、地方税制運営の現況にかんがみ、個人の事業税及び特別所得税について基礎控除の額を引上げ、課税標準除外規定の拡大合理化等の措置を講ずるほか、市町村民税の税率の制限を合理化し、自動車税及び入湯税の税率を物価水準に合せて調整するとともに、鉱区税等の徴収方法を強化するための規定整備をはかる等、さしあたり必要な改正を加えようとするものであります。

本法案は、六月二十五日本委員会に付託せられ、七月三十日質疑を終了、八月三日、日本社会党両派共同提案の修正案並びに自由党両派と改進党との三党共同提案の修正案が提出されたのであります。

まず、自由党両派及び改進党の共同提案にかかる修正案の概要を申し上げます。第一は、事業税及び特別所得税について、教科書供給事業を非課税とし、助産婦業、装蹄師業、その他あんま業等医業に類する業務の税率を引下げ、クリーニング業を特別所得税の第二種業務に改めること。第二は、入場税において、特定主催者の行う催しで免税の扱いを受けるものに、一定の条件のもとで映画を加え得ることとし、かつ文化財保護法で助成される文化財の公開を免税とすること。第三は、自動車税について、原案は一率に五割引上げを行おうとしているのを、車の種類に応じ二四割から十割までの差等をつけて引上げることとし、かつ積雪のため一定期間車の運行を休止せざるを得ない地域において税率の軽減を行うこと。第四は、狩猟者税について、狩猟を業とする者としからざる者との間に税率の差等をつけること。第五は、固定資産税について、恒用金庫の事務所及び農業協同組合、健康保険組合等の病院、診療所を非課税とし、一定の外国航路の船舶及び日本航空会社所有の航空機に対し一定期間税率軽減の特例を設け、国鉄等の公社、日本放送協会等の固定資産のうち、直接本来の事業の用に供しないものには固定資産税を課することとすること。第六は、電気ガス税の非課税項目中に塩化ビニール等を加えること。これがその修正案の内容であります。

次に、日本社会党両派の共同提案にかかる修正案について申し上げます。その内容の一部は、ただいま申し上げました自由党両派及び改進党の修正案全体とまったく共通するものでありますので、これを除くその余の部分についてのみ申述べます。すなわち、その部分は、まず市町村民税において、第一に、給与所得にかかる所得割について一定割合の控除を行う特例を設けること。第二に、政府原案にあります所得割課税の第一方式に対する改正条項を削除して現行法通りとすること。第三に、法人税割の標準税率を百分の十八に引上げること。次に、事業税及び特別所得税につきまして、収益の帰属する者が単なる名義人である場合、実質的な収益の享受者を納税義務者となし得るとする政府原案の改正規定を削除すること。最後に、入場税及び遊興飲食税について、徴収金を保全するため特別徴収義務者に担保の提供を命じ得るとするところの政府原案の改正規定を削除すること。大要以上の通りであります。

両修正案は、原案と一括討論を行い、採決に入りましたところ、両修正案の共通部分、すなわち自由党両派と改進党との共同修正案は賛成議員で可決、日本社会党両派の修正案中、この共通部分を除いた修正部分は賛成少数で否決、可決となった共通部分を除く原案は賛成多数をもつて可決せられました。よつて本案は修正可決すべきものと決した次第であります。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案につき申し上げます。

本案は、法令の制定及び改廃に伴い、地方公共団体が処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加えるとともに、市町村教育委員会の現況に顧み、その附則第六条を改正し、暫定的に市町村の助役は免許状を有する者に限り教育長を兼ねることができるものとすること等を内容とするものであります。

本案は、六月二十五日本委員会に付託せられ、慎重審議をいたしましたが、附則第六条の改正点のほかは多くの異論を見なかつたのであります。七月三十日質疑終了、七月三十一日、本案に対し二つの修正案が提出されました。すなわち、修正案の第一は、自由党両派及び改進党の三党共同の提案によるものでありまして、附則第六条の改正点を改め、市町村の助役は教育長となり得る資格の有無を問わず教育長を兼任し得ることとし、その有効期限を昭和二十九年三月三十一日までとすることとせんとするものであります。第二の修正案は、日本社会党両派共同の提案によるものでありまして、これまた附則第六条の改正点に関するものでありますが、すなわちこの改正条項を削除し、市町村の助役は、教育長となり得る資格を有する者といえども、教育長を兼任することはできないこととするものであります。

次いで討論、採決、第二の修正案は賛成少数で否決、第一の修正案は賛成多数で可決、またこの修正部分を除く原案は賛成多数をもつて可決せられました。よつて本案は修正議決すべきものと決せられた次第であります。

最後に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、現に効力を有する法令の規定で、改正後の地方自治法の規定に基いて法律またはこれに基く政令で規定しなければならないものを総理府令、省令その他の政令以外の命令で定めることを認めているものについて、改正後の地方自治法の規定に適合するように、これらの法令の規定の整備をはかろうとするものであります。

本案は、六月二十五日本委員会に付託せられ、七月三十日質疑終了、翌七月三十一日討論を省略して採決に付し、賛成議員をもつて本案は可決すべきものと決定された次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　討論の通告があります。順次これを許します。北山愛郎君。

〔北山愛郎君登壇〕

○北山愛郎君　私は、日本社会党を代表しまして、地方税法の一部改正法律案の原案に対して反対の意を表明し、かつ社会党両派の提案いたしました修正の趣旨に基きましての自由党両派並びに改進党の三派の提案する修正案には賛意を表する次第でございます。

政府原案に反対する第一の理由は、地方税制度の中における重大な欠陥に対しては何らの改善を政府原案は加えておりません。かえつて、原案によつて、現行制度のもとにます〳〵増税の

道を開き、その矛盾と不公正とをさらに拡大せんとしていることであります。すでに、地方税制は、いわゆる応益の原則、すなわち住民が利益を受ける限りにおいて地方団体の経費を負担せねばならぬとするという旧時代の思想の上に立つて、富める者も貧しい者も同率あるいは同額の税を負担する考え方に立つており、これは上も下も同一率の事業税、固定資産税あるいは入場税、遊興飲食税その他自動車、自転車等の物件税にはつきりと現われているのでありまして、この応益原則を新しい応能原則に移すことが基本的課題として残つているのであります。しかるに、昭和二十五年、シャウプ勧告に基きまして、資本蓄積という美しい名のもとに行われたいわゆるシャウプ税制改革によつて、中央、地方を通じ法人及び給与者が大きな減税をやつたしわ寄せといたしまして、市町村民税、固定資産税等におきまして三倍、四倍の大増税となつて以来、苛酷にして不公平きわまりない地方税に対する大衆の不満と怨嗟はもまたに満ち、納税の意欲は低下し、滞納は増大し、地方自治の基礎を危うくするに至つたのであります。

その主要なる点を申し上げますれば、第一に、市町村民税における不公平、特に給与所得者と事業所得者との不均衡であり、会社の社長や重役をやつて相当な生活をしている者が最低の税額であるのに反して、薄給の給料生活者が数千円ないし数万円の住民税に苦しみ、地方農村におきましては、学校の教職員あるいは会社の職員等が、納税番付の上ではその村の上の方を占めているという事実は、至るところに見られるのでありまして、しかも、給与はうそもごまかしもできず、給料が本人に渡る前に源泉で差引かれるこれらの給与所得者は、所得税はもとより、市町村民税においてもきわめて不当なる処遇を受けていることは、今日明白なる事実であります。（拍手）昭和二十五年の改革によりまして、税務署の決定する所得税額あるいは課税所得金額を基準とする、いわゆる所得税附加税的な市町村民税に切りかえられたときに、全国の市町村においてはただちにはげしい住民大衆の抗議が起りました。それまで秘密主義によつて隠されておつたところの所得税の不公平が暴露され、市町村当局は、まつたく大衆の抗議の前に困つてしまつて、税務署へ行つて聞け、われ〳〵には責任がないというようなことを言うほかはなかつたのであります。地方税法第三百十三条こそは、この意味におきまして、市町村民税を所得税に右へ倣えをさせることによつて、法人あるいは高額所得者の利益を、国税の面のみならず、地方税制のうちでも保護する規定であつたと申しても過言ではありません。

固定資産税におきましても、従来の地租、家屋税におきまして、昭和二十五年に、三倍の四百七十億円という厖大な額にはね上りました。これが昭和二十七年には七百二十五億円、また昭和二十八年度には、さらに昨年に比しまして八十億以上の増収を政府は企図しておるのであります。しかも、この固定資産税は、市町村の役場における、専門的な知識のない、いわゆる評価員のずさんな評価に基いて、毎年見積りを高くして、そうして増税に次ぐ増税をやつておるのが現実であります。農民に対する固定資産税につきましても、田畑等の耕地は、水利費やその他の耕地の管理費というものが莫大にかかる。その上に出て来る収穫は安い公定価格をもつて買い上げられる。このような農民の耕地に高い固定資産税をかけておる。また家屋につきましても、わが国の家屋の大半は、固定資産税というようなりつぱな名前をつけるのには、まことにふさわしくない、事実、これを解体して移転し得るような、いわゆる動産にしかすぎないというものがその大半を占めておるのであります。しかるに、この不完全な、不合理な、しかも不便な一般の住宅に対して、高い税負担をかけておるのであります。

また、事業税におきましても、市町村民税あるいは所得税に加えまして、二重三重の重い税金の重圧を加えて、もつて中小企業者を苦しめ、現在商工業者をして、このような事態では、自分の商売に精を出すよりも、専門家を置いて税金の戦術に専心いたす方が家業の足しになる、かように申させておるくらいでございます。

これら幾多の点において、不合理と欠陥を蔵しておる地方税制を一日も早く改善せしめることこそ、勤労大衆、農民、中小企業者のひとしく渇望する喫緊の問題と言わなければなりません。しかるに、政府原案は、この点に何ら解れることなく、逆に弾圧によつて増税を企図しておる。すなわち、三百十三条第一項の、市町村民税の標準税率百分の十八というものを撤廃して、その結果として、本年度において六十一億円の市町村民税の増税を見込んでおります。地方行政委員会の質疑にも明らかな通り、地方自治庁自身が、給与所得と事業所得との不均衡を認め、これを是正するのには所得税法の改正のほかはないと嘆息しておるにもかかわらず、今回その不当なる事実をそのままに放置しておいて、さらにこれを改悪しようとするがごときは、われ〳〵の絶対に承認し得ないところでございます。（拍手）

われ〳〵は、これに対し、第三百十三条第一項の改正規定を削除するとともに、応急の措置として、月収二万円未満の給与所得者には、その所得割分について、税額の一五％に相当するものを減額せんとするところの提案をいたしたのでありまして、これによつて三十六億円の減税を給与所得者に与えんとするものであります。また、同時に、法人に対しましては、法人税割の標準税率を一二・五％から一五％に引上げ、負担の公平をはからんとしたのであります。政府の資料によりましても、市町村民税の徴収見込率におきまして、給与所得の方は九五％、しかるに事業所得の方は八五％、その間に一割の差があるのであります。すなわち、毎年々々給与所得者の方が一割以上多くの税金を納めておる。こういう点から見ましても、かようなわれ〳〵社会党両派の提案はまさに妥当であると言わなければなりません。

また、政府の原案には、単に徴税を容易にするという目的をもつて、住民の権利を抑圧し、民主主義を破壊する二、三の規定があるのであります。すなわち、第十六条七における入場税、遊興飲食税の特別徴収義務者たる映画館、旅館、料理店等に、あらかじめ担保を提供せしめる規定であります。これらの特別徴収義務者は、税の取立ての請負をやつておるものではございません。ありがたくもない税金の徴収を義務づけられておるものにすぎないのでありまして、これにさらに担保を要求するがごときは、きわめて非民主的なる暴挙と言わなければなりません。（拍手）

また、政府原案には、七百四十二条の二及び第七百七十六条の二のごとき、いわゆる実質課税の規定があります。これは、所得税法の今回の改正案第三条の二に照応するものでありまして、いわゆる事業税、特別所得税につきまして、事業資産の名義人以外の実際の収益を受けるものに課税することができるという規定であります。一応ごもつともものように聞えるのでありますが、これまた政府が徴収確保の一方的利便から、名義人以外の関係者に連帯責任を負わせるにひとしい、きわめて濫用の危険のある規定と言わなければなりません。すでに現行税制のうちにも、推定課税等、税務当局が職権をもつて納税義務者に押しつける独善的な便宜主義が存在するに加えまして、この実質課税の制度は、さらに重税と冷酷な税務当局の措置に泣く中小企業を恐怖せしめつつある事実は、見のがすことのできないところでございます。納税は、国、公共団体と国民との間の闘争であつては断じていけません。必ず両者の間をつなぐ民主的なモラルの上に厳粛として立つものでなければならぬのであります。しかるに、政府原案は、納税者の公平を維持し、国民の善意と納得によつて納税民主化を確立する努力をまつたく放棄して、権力によつて増税せんとする企図を露

昭和二十八年八月四日　衆議院会議録第三十六号　地方税法の一部を改正する法律案外二件

常に示しておるものでありまして、この反動的なやり方に対して、社会正義と弱者擁護の立場に立つて、断固として反対するものであります。（拍手）

われ／＼の修正案には、以上申し上げました諸点以外に、自由党両派並びに改進党の提案する修正点の全部を包含しておるものであり、その共通なる諸項目については、公益上その他の理由によりまして、次善の案として賛意を惜しむものではございません。しかしながら、そのうちには外航船舶並びに航空機等に対する固定資産税の軽減等、暫定的な処置等に限らなければならない、将来は別の方法によつて、これの助成策その他の方法を考えなければならぬ、いつまでも地方団体の方の負担においてこれらの事業の助成をやるということが適切でない部面もあるのでありまして、これにすみやかに別途の方法に切りかえることを要望してやみません。

私は、自由、改進両派の修正案のうちに、最も重要な問題である市町村民税における不合理是正が含まれておらないことを、きわめて遺憾とするものであります。地方行政委員会におきましては、両派自由党あるいは改進党の委員諸君も、給与所得者のきわめて不利な状態に強い共感を示されまして、小委員会におきましては、その協議の過程において、八十五億円の給与所得者に対する減税試案を作成したのでありましたが、私はこれらの同僚諸君の正義感と良識に敬意を表するものであります。しかしながら、同時に、法人税の引上げに関連いたしまして、これが、当然のこととは言いながらも、大資本と高額所得者の利益擁護を基本的な任務とする自由、改進両党の阻止するところとなつたこと、われ／＼の案に同調することができなかつたということは、まことに遺憾とするところでございます。

われ／＼は、今日この瞬間におきましても、広汎な勤労者大衆、中小企業者がきわめて不当なる地方税の重圧に悩み苦しんでおる事実をごまかしてはなりません。同時に、それを救うことのできるのは、この国会と政府の処置あるのみであることも、国民の代表として忘れてはならないのであります。（拍手）今日われ／＼が何もしなければ、あすもあさつても大衆の苦しみは続いて行くことを銘記していただきたいのでございます。われ／＼は、この切実なる国民の現実を前にして、社会党両派の修正案が遂に否決されたことをきわめて遺憾とすると同時に、今後ともこの不合理是正のために断固として闘う決意を披瀝いたしまして、私の討論を終ることにいたします。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　門司亮君。

（門司亮君登壇）

○門司亮君　私は、ただいま議題になつております地方税法の一部を改正する法律案に対しまして、社会党を代表いたしまして反対の意思表示をするものであります。

すなわち、政府原案の第十六条の七項は、先ほど北山君からも反対の意見が開陳されたのでございますが、これは、特定の徴税義務者に対してあらかじめ税相当額のものを担保として提出せしめようとするものでございます。日本の憲法の二十九条には、明らかに財産権に侵してはならないということが書いてあるのであります。さらに、この財産権も、法律の定めるところによつて、公共のためにはやむを得ないというような字句を使つている。私どもは、この国民の財産権を侵してはならないという条文と、さらに三十条にありまする納税義務との関連性を考えて参りますときに、納税の義務は当然でございますが、しかし、徴税義務者と申し上げましても、その徴税をする事実が発生しなければ、私は、徴税義務者としてこれに担保を提供せしめるということは、明らかに財産権を侵害するものであるということを言わなければなりません。（拍手）すなわち、税法には、御承知のように、もし憲法三十条に定めておりまする納税の義務を怠つている者に対しましては、明らかに財産権に侵害を加える、あるいは抑制を加えて差押えの処置をとり、さらにこれを競売する権限を与えているということは御存じの通りである。でありますがゆえに、差押え競売の権限を越えた担保権の提供は、明らかに憲法二十九条違反であるということを断定しなければならぬ。（拍手）私は、かくのごとき税を保全することのための行過ぎの法案に対しましては、少くとも憲法を守る上において、日本の国民の名において、これに反対しなければならないと思うのであります。

さらに、三百十三条における住民税の標準税率の改訂でございまするが、これは、皆さんも御承知の通り、現行住民税の徴収の中に、第二項の規定において、いわゆる所得税総額の対象となるべきものについては、一応その百分の十までを徴収することができるという規定を設け、さらに、第二項には、前年度納めた所得税の百分の十八を標準税率として、百分の二十まで徴収することのできるという法律が現行法に存在しているのであります。しかるに、現在の地方の自治体の状況は非常に財政が困難であるということと同時に、農村における所得税の関係から、地方公共団体の八五％が第二項の規定において徴収していることもまた事実でございます。残りの一五％程度というものは、多くの勤労者をかかえた大都市等によりまして、もし第二項の徴収をいたして参りますならば、きわめて零細な所得者に対しましても税が課せられるというような危険性がございまするので、住民のきわめて強い反撃のあることのために、この住民の反撃をごまかすことのために今回の改正が行われて、百分の十八の制限税率を撤廃して、第二項の税額を越えない範囲においてこれを徴収することができるという内容でございましよう。従つて、明らかにこれは、この三百十三条の規定によつて、住民税は三千数億の増徴が行われるという案であることに間違いはないのであります。私どもは、今日地方財政の貧困は十分了承はいたしておりまするが、しかしながら、地方財政の充実による地方住民の家計の上に大きな影響を与えては断じてなりません。従つて、われ／＼は、かくのごとき増徴案に対しましては、断固として反対をせざるを得ないのであります。

なお、七百四十二条の二並びに七百七十六条の二項につきましては、先ほど北山君から申し上げられましたので、私はこれ以上反対の意見を申し上げる必要はないと思いまするが、いずれにいたしましても、今回の地方税法の改正は、あげて国民大衆に対して憲法を侵害しておるところの苛斂誅求の増税あるいは増徴の案であるということに間違いはないのであります。従つて、一括いたしましても、かくのごとき理論の上に立つて反対せざるを得ないのであります。

なおまた、自由党あるいは改進党、さらに鳩自党で提案されて参りました修正案の内容に対しましては、私どもとまつたく合致するものがございますので、これにとやかく申し上げるわけではございませんが、しかしながら、協議の過程の上におけるわれ／＼の当然の主張であります、勤労階級が源泉徴収においてきわめて苛酷の取扱いを受けておるということは御存じの通りである。しかも、政府の原案によりまするならば、さらに政府の本年度の地方財政計画の内容を見てみまするならば、申告納税に対して捕捉率九五％を見、源泉徴収に対して捕捉率わずかに九〇％を見ておるというところに大きなごまかしがある。源泉徴収を受けまする勤労階級は、どこに一〇％の捕捉が困難であるか。われ／＼は、かくのごときごまかしのこの財政計画のもとに徴収されて参りまする勤労階級の、理論的にも実際的にも非常に多くを背負つておりまする住民税の所得割の軽減のために、本税において勤労控除を認めておりますと同様に、地方税におきましても、これまた勤労控除を認めるということが正しい意見であるとして、その主張をして参つたのであります。しかも、その財源とするところは、三十六億内外の減税に相なるでございましようが、これの財源措置

といたしましては、現在、現行法におきまして、前年度の所得税の百分の十八を無税率として一般の勤労階級は徴収されておる。しかるに、法人に対しましては百分の一二・五を無税率とし、さらに制限税率を百分の十五に規定いたしておりますときに、個人と法人との間について、同じ所得割に対しましてきわめて不均衡がございますので、これを是正いたしまして、いわゆる法人に対して制限税率を百分の十五から百分の十八に引上げることにおいて、ここに三十六億の税金の財源を得て、しこうして地方財政に影響のないようにすることが、最も正しい意見としてわれ〳〵は主張して参つたのでございます。（拍手）しかるに、このわれわれの、財政的に何らの影響を持たず、きわめて理論の通つた問題が通過し得なかつたということは、あげて自由党あるいは改進党の資本家擁護の本性の現われであるということを、われわれは見のがしてはなりません。（拍手）私どもは、税の負担はあくまでも均衡でなければならない、あくまでも国民大衆の理解と納得の上に、厳正に、適正なる税制をしかなければならないということを主眼といたします場合に、かゝるごときことを申し上げるのでありまする。

以上は地方税法に対します反対の趣旨であります。

さらに、自治法の一部改正に対しましては、御存じのように、修正案によりますれば、附則六条によつて、全国の市町村において教育長の任務を助役が兼任することができるという趣旨でございます。しかるに、一方、地方自治法あるいは地方公務員法等の規定を参酌いたして参りますならば、助役は特別職であつて兼職は禁じられているはずであります。これは、執行部において事務者が同じような教育長という執行部に対しましてその席を同じゆうするということは、行政の運営の上にきわめて混迷を来すからであります。自由党、改進党からなるこの修正案は、あえてこの混迷を犯そうとするのである。私はここにはつきり申し上げておく。教育委員会制度がきわめて不合理であり、かつわが国の自治体の実情に即しないものであるということは、諸君も御承知の通りである。にもかかわらず、自由党の絶対多数の横暴によつて、今日全国の市町村にその教育委員会制度が施行せられ、しこうして、本年三月三十一日限りにおいて暫定措置が打切られております以上は、本年四月一日からは、全国の市町村に対して完全に教育長を設置しなければならないということは、法律の命ずるところであります。しかるに、この措置は何らとられておらない。単に措置がとられておらないだけではない。本年度の地方財政平衡交付金の内容を見て参りますときに、全国八千八百幾つの教育長を設置しなければならないにもかかわらず、予算措置といたしましては、わずかにその半数だけが平衡交付金の内容に見積られておるという事実であります。私は、自由党にして、もし真に教育委員会法が是であつて、この法律の施行を完全に行おうとするならば、かりに実際の教育長選任に対して無理があるとしましても、財政的措置だけは完全に行うということが正しい行き方ではないかと考えるのであります。（拍手）財政措置も行わずして、しこうして今日の期限がこれを兼任するということは、先ほど申し上げました通り、同じ執行部におります者が両方をかけておいて、教育行政と町村行政とが混同するの危険性をあえて犯そうとする、きわめて愚劣きわまりない案であるということを言わなければなりません。（拍手）

もし自由党にして、政府にして良心があるならば、潔くこの市町村教育委員会法を撤回するの意思を表明すべきであるということをここに申し上げまして、私は両案に対しまして反対の意思表示をするものであります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　これにて討論は終局いたしました。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。（拍手）

次に、日程第三につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四　財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案

法律案（橋本龍伍君外七名提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第四、財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事原田憲君。

財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案

財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律

（この法律の目的）

第一条　この法律は、経営及び労働の諸条件の改善のための労働科学に関する研究及び調査に係る事業の発達に資するため、財団法人労働科学研究所に対する助成について規定するものとする。

（譲与）

第二条　政府は、財団法人労働科学研究所（以下「財団」という。）に対し、財団が行う前条に規定する事業の用に供するため、他の法令の規定にかかわらず、この法律施行の際国有財産台帳上東京都世田谷区祖師谷二丁目千二百二十六番地所在の国有財産たる施設並びに当該施設の用に供し、及び当該施設に備え付けられている動産（これらの施設及び動産の従物を含む。以下同じ。）を譲与することができる。

（譲与された財産の指定用途以外の使用等）

第三条　財団は、前条の規定により譲与を受けた財産を、文部大臣の許可を得ないで第一条に規定する事業の用以外の用に供してはならない。

2　前条の規定による譲与の所管大臣は、財団が、前項の規定に違反し、その他譲与の条件に違反したときは、文部大臣の意見を聞いて、当該譲与に係る契約を解除することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第二条に規定する施設及び動産で同条の規定による譲与の際現に国が使用しているものについて、当該譲与後もなお引き続き国が使用することを必要とするときは、国は、当分の間、引き続き当該財産を無償で使用することができる。

財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案（橋本龍伍君外七名提出）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

［原田憲君登壇］

○原田憲君　ただいま上程になりました、橋本龍伍君外七名提出にかかる財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案について、本案の概要及び委員会における審査の結果を簡単に御報告申し上げます。

御承知の通り、財団法人労働科学研究所は、民間学術研究団体として政府より助成金を受けている団体でございます。しかして、同財団の施設及び動産については、元来、同財団が、日本学術振興会等の援助を受けつつ、東京都世田谷区祖師谷の現住所に建設したものでございますが、戦時中大日本産業報国会に統合されたのでありまして、敗戦につれて同会が解散せられ、その結果の当然の措置として、この財産が国に没収されたのでございます。しかしながら、労働科学研究の重要性にかんがみ、引続き政府の行政財産のまま、実質上のこの研究担当者の一団に使用を許され、その後若干の名称変更などを経て、現在財団法人労働科学研究所として終始一貫これを借用し続けて来ているのであります。その管理は形式上文部大臣及び国立国会図書館長がこれに当つていることになつておりますが、これがために研究事業の運営発展上種々の支障を来している次第でございます。

本案は、労働科学に関する研究及び調査の事業の発達に寄与せしめるために、さきに申し述べました経緯をも参酌いたしまして、今日わが国随一の労働科学研究機関たる財団法人労働科学研究所に当該財産を譲与し得ることとするものであります。附則において、譲与の際現に国として使用しておる国立統計数理研究所等の使用部分については、引続き暫定的に無償で現状のまま国が使用する旨を規定して、無用の混乱を避けることといたしたのであります。以上が本案の概要でございます。

本案は、去る七月二十九日当委員会に付託となり、三十一日慎重審査をいたしました上、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決いたした次第でございます。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五　労働金庫法案（参議院提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第五、労働金庫法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員会理事山花秀雄君。

労働金庫法案

労働金庫法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　会員（第十一条―第二十一条）
第三章　設立及び事業免許の申請（第二十二条―第三十条）
第四章　管理（第三十一条―第五十七条）
第五章　事業（第五十八条）
第六章　経理（第五十九条―第六十一条）
第七章　合併及び事業の譲渡又は譲受（第六十二条―第六十六条）
第八章　解散及び清算（第六十七条・第六十八条）
第九章　登記（第六十九条―第八十九条）
第十章　雑則（第九十条―第九十八条）
第十一章　罰則（第九十九条―第百二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

（人格）

第三条　労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）は、法人とする。

（住所）

第四条　金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

第五条　金庫は、営利を目的としその事業を行つてはならない。

2　金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3　金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

（事業免許）

第六条　金庫の事業は、大蔵大臣及び労働大臣の免許を受けなければ行うことができない。

（出資の総額の最低限度）

第七条　労働金庫の出資の総額は、左の各号に定める金額以上でなければならない。

一　東京都の特別区の存する地域又は大蔵大臣及び労働大臣の指定する人口三十万以上の市に主たる事務所を有する労働金庫にあつては七百万円

二　前号に規定する労働金庫以外の労働金庫にあつては三百万円

2　労働金庫連合会の出資の総額は、七千万円以上でなければならない。

（名称）

第八条　金庫は、その名称中に左の文字を用いなければならない。

一　労働金庫にあつては労働金庫

二　労働金庫連合会にあつては労働金庫連合会

2　この法律によつて設立された金庫以外のものは、その名称中に労働金庫又は労働金庫連合会であることを示すような文字を用いてはならない。

3　金庫の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで、（商号の保護）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第九条　金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十四条（組合の行為への適用除外）各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

（登記）

第十条　この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章　会員

（会員たる資格）

第十一条　労働金庫の会員たる資格を有するものは、左に掲げるものに定款で定めるものとする。

一　その労働金庫の地区内に事務所を有する労働組合

二　その労働金庫の地区内に事務所を有する消費生活協同組合及び同連合会

三　その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八条（職員の団体）の規定に基く国家公務員の団体、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条（職員団体の組織）の規定に基く地方公務員の団体、健康保険組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）に基く共済組合及び同連合会

四　前各号に掲げるものの外、その労働金庫の地区内に事務所を有し、且つ、労働者のための福利共済活動その他労働者の経済的地位の向上を図ることを目的とする団体であつて、その構成員の過半数が労働者であるもの及びその連合団体

2　前項の規定にかかわらず、定款に定めある場合には、その労働金庫の地区内に住所を有する労働者及びその労働金庫の地区内に存する事業場に使用される労働者は、その労働金庫の会員となることができる。

3　労働金庫連合会の会員たる資格を有するものは、その連合会の地区の一部を地区とする労働金庫であつて、定款で定めるものとする。

（出資）

第十二条　労働金庫及び労働金庫連合会の会員（以下「会員」という。）は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資の一口の金額は、均一でなければならない。

3　一会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。

4　会員の責任は、その出資額を限度とする。

5　会員は、出資の払込について、相殺をもつて金庫に対抗することができない。

（議決権）

第十三条　会員は、各〻一箇の議決権を有する。但し、第十一条第二項の規定による会員（以下「個人会員」という。）は、議決権を有しない。

2　会員（個人会員を除く。）は、あらかじめ当該会員を代表してその議決権を行使する者（以下「代議員」という。）一人を定めて、その氏名を金庫に通知しておかなければならない。この場合において、代表権を証する書面を差し出すものとする。

3　会員（個人会員を除く。）は、代議員によつて議決権を行う。但し、第四十九条（総会招集の手続）の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、当該事項に関し代議員以外に当該会員を代表する者（以下「臨時代議員」という。）によつて議決権を行うことを妨げない。

4　臨時代議員は、代表権を証する書面を金庫に差し出さなければならない。

（加入）

第十四条　金庫に加入しようとするものは、定款の定めるところにより、加入につき金庫の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

（持分の譲渡）

第十五条　会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有するものにその持分を譲り渡すことができる。但し、個人会員以外の会員は、個人会員又は個人会員たる資格を有するものに譲り渡すことはできない。

2　会員たる資格を有するものが持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。

3　持分を譲り受けたものは、その持分について、譲り渡したものの権利義務を承継する。

4　会員は、持分を共有することができない。

（任意脱退）

第十六条　会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受けるものがないときは、会員は、金庫に対し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

（法定脱退）

第十七条　会員は、左の事由によつて脱退する。

一　会員たる資格の喪失

二　解散又は死亡

三　破産

四　除名

五　持分の全部の喪失

2　除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3　除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

（脱退者の持分の払戻）

第十八条　会員は、前条第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2　前項の持分は、脱退した事業年度の終における金庫の財産によつて定める。

（時効）

第十九条　前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（払戻の停止）

第二十条　金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻を停止することができる。

（金庫の持分取得の禁止）

第二十一条　金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を実行するため必要がある場合又は第十六条（任意脱退）の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2　金庫が前項但書の規定によつて会員の持分を取得したときは、すみやかに、これを処分しなければならない。

第三章　設立及び事業免許の申請

（発起人）

第二十二条　労働金庫を設立するにはその会員（個人会員を除く。）になろうとする七以上のものが、労働金庫連合会を設立するにはその会員になろうとする十五以上の労働金庫がそれぞれ発起人となることを要する。

2　労働金庫は、五十以上の会員（個人会員を除く。）がある場合でなければ設立することができない。

3　労働金庫の設立に当つては、会員（個人会員を除く。）を構成する者を合計した実人員の数が二万人以上となるように努めなければならない。

（定款の作成）

第二十三条　発起人は定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

（創立総会）

第二十四条　発起人は、定款作成後、会員になろうとするものを募り、定款を会議の日時及び場所とともに公告して創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3　発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5　会員（個人会員を除く。）たる資格を有するもので創立総会の会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たるもの（以下「予定会員」という。）は、創立総会の議事につき当該予定会員を代表する者（以下「創立総会代議員」という。）を創立総会に出席させ、その者によつて議決権を行うことができる。その場合において創立総会代議員は、その代表権を証する書面を創立総会に差し出さなければならない。

6　創立総会の議事は、予定会員の半数以上の創立総会代議員が出席

して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

7　創立総会については、第十三条第一項（議決権）及び商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十条、第二百五十二条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）及び第二百五十三条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。

（理事への事務引継）

第二十五条　発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

（出資の払込）

第二十六条　理事は、前条の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込をさせなければならない。

（成立の時期）

第二十七条　金庫は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（商法の準用）

第二十八条　金庫の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効の訴）の規定を準用する。

（事業免許の申請）

第二十九条　金庫は、第六条（事業免許）の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請書に左の各号に掲げる書類を添附して、大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない。

一　理由書
二　定款
三　業務方法書（その記載事項は、預金、貸付その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。）
四　事業計画書（その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。）
五　創立総会の議事録
六　会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面
七　登記簿の謄本
八　最近の日計表
九　役員の履歴書

（事業開始の届出及び免許の失効）

第三十条　金庫が事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

2　金庫が事業の免許を受けた日から六月以内に事業を開始しないときは、その免許は効力を失う。

3　やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣及び労働大臣の承認を受けたときは、前項の規定を適用しない。

第四章　管理

（定款）

第三十一条　金庫の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　事業
二　名称
三　地区
四　事務所の名称及び所在地
五　会員たる資格に関する規定
六　会員の加入及び脱退に関する規定
七　出資一口の金額並びにその払込の時期及び方法
八　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
九　準備金の積立の方法
十　役員の定数及びその選任に関する規定
十一　事業年度
十二　公告の方法
十三　金庫の負担に帰すべき設立費用
十四　金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

2　定款の変更は、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

（規約）

第三十二条　左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会又は総代会に関する規定
二　業務の執行及び会計に関する規定
三　役員に関する規定
四　会員に関する規定
五　その他必要事項

（業務の種類又は方法の変更）

第三十三条　金庫は、その業務の種類又は方法を変更しようとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

（役員）

第三十四条　金庫に役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は五人以上とし、監事の定数は二人以上とする。

3　役員は、総会の議決によつて、代議員のうちから選任する。但し、設立当初の役員は、創立総会の議決によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

4　前項の規定は、定款に別段の定がある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。但し、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

5　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

（役員の任期）

第三十五条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2　補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3　設立当初の役員の任期は、第二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（兼職の禁止）

第三十六条　金庫の常務に従事する役員又は参事は、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）である者であつてはならない。但し、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2　監事は、当該金庫の理事又は参事その他の職員と兼ねてはならない。

（理事の責任）

第三十七条　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2　理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十九条第一項（業務報告書等の提出及び備付）に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。

3　第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

（定款その他の書類の備付及び閲覧等）

第三十八条　理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一　名称又は氏名
二　主たる事務所及び金庫の地区内における事務所又は住所
三　加入の年月日
四　出資の口数及び金額並びにその払込の年月日

3　会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができ

る。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧等）

第三十九条　理事は、通常総会の会日の七日前までに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（会計帳簿の閲覧等）

第四十条　会員は、総会員（個人会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（役員の解任）

第四十一条　会員（個人会員を除く。）は、総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において承認の議決があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2　前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3　第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、且つ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5　第四十七条第二項及び第四十八条（会員による総会の招集）の規定は、前項の場合に準用する。

（商法等の準用）

第四十二条　理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（取締役退任の場合の処置）、第二百六十七条第一項から第三項まで（株主の代表訴訟）、第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ二（取締役の義務）、第三百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）、第二百六十五条（取締役と会社間の取引）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第三十七条（理事の責任）、商法第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）の規定を、理事会については、商法第二百五十九条から第二百六十条ノ三まで（取締役会）の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

（顧問）

第四十三条　金庫は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時金庫の重要事項に関し助言を求めることができる。但し、顧問は、金庫を代表することができない。

（参事）

第四十四条　金庫は、理事会の決議により、参事を置くことができる。

2　参事については、商法第三十八条第一項及び第三項（支配人の権限）、第三十九条（共同支配人）、第四十一条（営業、取引及び兼職の制限）並びに第四十二条（表見支配人）の規定を準用する。

（参事の解任）

第四十五条　会員（個人会員を除く。）は、総会員（個人会員を除く。）の十分の一以上の連署をもつて、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

2　前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3　第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その参事の解任の可否を決しなければならない。

4　理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

（通常総会の招集）

第四十六条　通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

（臨時総会の招集）

第四十七条　臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも、招集することができる。

2　会員（個人会員を除く。）が総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

（会員による総会の招集）

第四十八条　前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、会員（個人会員を除く。）が総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の同意を得たときも同様とする。

（総会招集の手続）

第四十九条　総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

（通知又は催告）

第五十条　金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の当該金庫の地区内における事務所又は住所（その会員が別に通知又は催告を受ける場所を金庫に通知したときは、その場所）にあてれば足りる。但し、個人会員に対する総会招集の通知は、定款の定めるところにより、会日の十日前までに、公告することをもつて代えることができる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

第五十一条　第十七条第二項（除名）、第三十四条第三項（役員の選任）、第三十九条第二項（決算関係書類の承認）、第四十一条第一項（役員の解任）、第五十五条第二項（総代の選任）、第六十二条第一項及び第二項（合併及び事業の譲渡又は譲受）、第六十三条（合併における設立委員の選任）及び第六十七条（解散）に規定する事項の外、左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約の設定、変更又は廃止

三　毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四　その他定款で定める事項

（総会の議事）

第五十二条　総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席した代議員（臨時代議員を含む。）の議決権の過半数で決する。

2　総会においては、第四十九条（総会招集の手続）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

（特別の議決）

第五十三条　左の事項については、総会員（個人会員を除く。）の半数以上の代議員（臨時代議員を含む。）が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　解散又は合併

三　会員の除名

四　事業の全部の譲渡

（商法の準用）

第五十四条　総会については、商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（総会の議事録）、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十条、第二百五十二条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）及び第二百五十三条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）（総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「労働金庫法第四十九条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「労働金庫法第五十三条（同法第六十三条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と読み替えるものとする。

（総代会）

第五十五条　会員（個人会員を除く。）の総数が二百をこえる金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代は、定款の定めるところにより、総会の議決によつて、会員（個人会員を除く。）のうちから公平に選任されなければならない。

3　総代の定数は、その選任の時における会員（個人会員を除く。）の数の五分の一を下つてはならない。

4　総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5　総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、役員（補欠の役員を除く。）、総代（補欠の総代を除く。）若しくは第六十三条（合併手続）の規定による設立委員を選任し、又は第五十三条第二号（解散又は合併）若しくは第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項については、議決することができない。

（出資一口の金額の減少）

第五十六条　理事は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十七条　債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3　金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

第五章　事業

（金庫の事業）

第五十八条　金庫は、左の業務及びこれに附随する業務を行うものとする。

一　会員の預金又は定期積金の受入

二　会員に対する資金の貸付

三　会員のためにする手形の割引

2　労働金庫は、前項の業務の外、左の業務をあわせ行うことができる。

一　会員のためにする有価証券の保護預り

二　住宅金融公庫、国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する金融機関の業務の代理

三　国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

四　会員（個人会員を除く。）を構成するものの預金又は定期積金の受入

五　前号に掲げるもの（法人又は団体を除く。）又は個人会員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入

六　第四号に掲げるものに対する資金の貸付

3　労働金庫連合会は、第一項の業務の外、左の業務をあわせ行うことができる。

一　会員のためにする有価証券の保護預り

二　国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

第六章　経理

（事業年度）

第五十九条　金庫の事業年度は、四月から翌年三月までとする。但し、定款で四月から九月まで及び十月から翌年三月までと定めたときは、その定による。

（法定準備金）

第六十条　金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（剰余金の配当）

第六十一条　金庫は、損失をてん補し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2　剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。

3　出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

第七章　合併及び事業の譲渡又は譲受

（合併及び事業の譲渡又は譲受）

第六十二条　金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行若しくは他の金庫に譲り渡すことができる。

2　金庫は、総会の議決を経て、他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3　前二項の合併又は事業の譲渡若しくは譲受については、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

4　金庫の合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受については、第五十六条及び第五十七条（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。

第六十三条　合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員（個人会員を除

く。）の代議員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2　前項の規定による役員は、設立される金庫において、その会員（個人会員を除く。）の代議員となる者のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。但し、定款に別段の定がある場合においては、代議員となる者以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。この場合において、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

3　第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三条（特別の議決）の規定を準用する。

（合併の効果）

第六十四条　金庫の合併は、合併後存続する金庫又は合併によつて成立する金庫が、その主たる事務所の所在地において、第七十五条（合併の場合における登記）に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2　合併後存続する金庫又は合併によつて成立した金庫は、合併によつて消滅した金庫の権利義務を承継する。

（商法等の準用）

第六十五条　金庫の合併については、商法第百四条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで（合名会社の合併の無効）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（事業の全部の譲渡）

第六十六条　金庫は、その事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2　前項の公告があつたときは、同項の金庫の貸付金の債務者に対して、民法第四百六十七条（指名債権譲渡の対抗要件）の規定による確定日附のある証書による通知があつたものとみなす。

この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

第八章　解散及び清算

（解散の事由）

第六十七条　金庫は、左の事由によつて解散する。

一　総会の決議

二　合併

三　破産

四　定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

五　事業の全部の譲渡

六　事業免許の取消

（商法等の準用）

第六十八条　金庫の解散及び清算については、商法第百十六条（清算中の会社の存続）、第百二十四条（清算人の職務権限）、第百二十五条（弁済期に至らない債務の弁済）、第百二十九条第二項及び第三項（会社代表の権限）、第百三十一条（財産の社員への分配）、第四百十七条から第四百二十四条まで（清算人の決定、清算人の職務）、第四百二十六条（清算人の解任）及び第四百二十七条（清算事務の終了）並びに非訟事件手続法第百三十六条（管轄裁判所）、第百三十七条から第百三十八条まで（清算人の選任、解任）及び第百三十八条ノ三（清算人に対する報酬）の規定を、金庫の清算人については、第三十七条から第四十条まで（理事の責任、定款その他の書類の備付等）、第四十六条から第四十八条まで（通常総会の招集、臨時総会の招集等）並びに商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の業務）、第二百五十九条から第二百六十一条ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）、第二百六十五条（取締役と会社間の取引）、第二百六十七条第一項から第三項まで（株主の代表訴訟）、第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二条（株主の差止請求権）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第六十八条ニ於テ準用スル同法第三十九条第一項」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総会員（個人会員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員（個人会員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

第九章　登記

（設立の登記）

第六十九条　金庫は、第二十六条（出資の払込）の規定による出資の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　事業

二　名称

三　地区

四　事務所

五　出資の一口の金額、総口数及び総額

六　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

七　役員の氏名及び住所

八　金庫を代表すべき理事の氏名

九　数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十　公告の方法

3　金庫は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の新設の登記）

第七十条　金庫の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2　主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

（事務所の移転の登記）

第七十一条　金庫が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記を

し、新所在地においては三週間以内に第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2　同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

（変更の登記）

第七十二条　前二条に規定するものの外、第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2　第六十九条第二項第五号の事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

（参事の登記）

第七十三条　金庫が参事を選任したときは、二週間以内にこれを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、また同様とする。

（解散の登記）

第七十四条　金庫が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地において、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

（合併の場合における登記）

第七十五条　金庫が合併するときは、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する金庫については変更の登記を、合併によつて消滅する金庫については解散の登記を、合併によつて成立する金庫については第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項の登記を、それぞれしなければならない。

（清算人の登記）

第七十六条　清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、従たる事務所の所在地における変更の登記について準用する。

2　前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第七十二条第一項（変更の登記）の規定を準用する。

（清算結了の登記）

第七十七条　金庫の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第七十八条　金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

2　各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第七十九条　金庫の設立の登記は、役員の全員の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録並びに出資の総口数及び第二十六条（出資の払込）の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3　合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十二条第四項において準用する第五十六条第二項（出資一口の金額の減少の場合の公告及び催告）の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

第八十条　第六十九条第三項（設立の登記）の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

（事務所の新設、移転及び変更の登記の申請）

第八十一条　金庫の事務所の新設又は移転その他第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項の変更の登記は、代表理事又は代表清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、事務所の新設又は移転その他登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3　出資一口の金額の減少又は金庫の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面の外、第五十六条第二項（第六十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（参事の登記の申請）

第八十二条　第七十三条（参事の登記）の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2　前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添附しなければならない。

（解散の登記の申請）

第八十三条　第七十四条（解散の登記）の規定による解散の登記は、代表清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

第八十四条　第七十五条（合併の場合における登記）の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する金庫の代表理事の申請によつてする。

2　前項の申請については、第七十九条第三項及び前条第二項（合併による設立の登記及び申請書の添附）の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）

第八十五条　第七十六条第一項（清算人の登記）の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2　第七十六条第二項（清算人の変更登記）の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第八十六条　第七十七条（清算結了の登記）の規定による清算結了の登記は、代表清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、第六十八条（商法等の準用）において準用する商法第四百二十七条第一項（清算事務の終了の場合における決算報告書の承認）の規定による決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（設立無効等の登記の手続）

第八十七条　金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第百三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

（登記事項の公告）

第八十八条　登記した事項は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第八十九条　金庫の登記については、非訟事件手続法第百三十九条ノ二、第百四十二条から第百五十一条ノ六まで及び第百五十四条から第百五十七条まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

第十章　雑則

（実施規定）

第九十条　大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に関しこの法律を実施するため必要な手続を定めることができる。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）

第九十一条　金庫がこの法律の規定による認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

2　金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は効力を失う。

3　第三十条第三項（やむを得ない事由がある場合の特例）の規定は、前項の場合に準用する。

（不服の申出）

第九十二条　金庫の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は金庫の運営が著しく不当であると思料する会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を大蔵大臣及び労働大臣に申し出ることができる。

2　前項の申出があつたときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫に対して、その業務又は会計に関し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならない。

3　金庫が前項の規定による報告書を提出しないときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（検査の請求）

第九十三条　会員は、総会員（個人会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、金庫の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、大蔵大臣及び労働大臣にその検査を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（銀行法の準用）

第九十四条　銀行法（昭和二年法律第二十一号）第十条（業務報告書）、第十二条（監査書）、第十八条から第二十二条まで（休日、払戻停止の公告及び届出、調査権、検査権、経営保全命令）、第二十五条（廃業又は解散決議の認可）、第二十七条第二項（裁判所による清算人の選任及び解任）及び第二十八条から第三十一条まで（裁判所の清算人任免権、清算監督命令、裁判所の監督権限、検査監督官の権限）の規定は、金庫について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「大蔵大臣及び労働大臣」と読み替えるものとする。

（事業免許の取消等）

第九十五条　金庫が法令、定款又は法令に基く大蔵大臣若しくは労働大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命じ、理事若しくは監事の改任を命じ又は事業の免許を取り消すことができる。

2　大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命ぜられた金庫に対し、その整理の状況により必要と認めるときは事業の免許を取り消すことができる。

（聴問）

第九十六条　大蔵大臣及び労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるものの出頭を求めて、公開による聴問を行わなければならない。

2　大蔵大臣及び労働大臣は、前項の聴問をしようとするときは、その期日の二週間前までに、処分の理由並びに聴問の期日及び場所を当該処分を受けるものに通知し、且つ、聴問の期日及び場所を公示しなければならない。

3　前項の聴問においては、当該処分を受けるもの及び利害関係人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

4　大蔵大臣及び労働大臣は、当該処分を受けるものが正当な理由がなくて第一項の聴問に応じなかつたときは、同項の聴問を行わないで前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をすることができる。

（権限の行使）

第九十七条　大蔵大臣及び労働大臣は、第九十四条において準用する銀行法第二十条（業務報告書又は監査書の提出）及び第二十一条（業

務状況及び財産状況の検査）の場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

（権限の一部の委任）

第九十八条　大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

2　前項の規定により委任することができる権限の範囲は、政令で定める。

第十一章　罰則

第九十九条　金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭により貸付若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3　第二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には適用しない。

第百条　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役員、参事その他の職員を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条の規定に違反したとき。

二　第九十四条において準用する銀行法（以下本条及び第百一条中「銀行法」という。）第十条の規定による業務報告書又は銀行法第十二条の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

三　第九十二条第三項若しくは第九十三条第二項又は銀行法第二十一条の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

2　金庫の役員、参事その他の職員がその金庫の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その金庫に対しても同項の罰金刑を科する。

第百一条　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役員、参事又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二　この法律の規定に定める登記を怠つたとき。

三　第十七条第二項、第四十一条第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

四　第二十一条の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第二十四条第七項若しくは第五十四条において準用する商法第二百四十四条、第四十二条若しくは第六十八条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第六十八条において準用する商法第四百十九条の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六　第三十一条第二項又は第三十三条の規定に違反したとき。

七　第三十四条第五項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

八　第三十六条の規定に違反したとき。

九　第三十八条又は第三十九条（以上の各規定を第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十　第四十条（第六十八条において準用する場合を含む。）又は第四十二条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第六十八条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十一　第四十二条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第六十八条において準用する商法第四百十九条第一項の規定に違反して役員の補充を怠つたとき。

十二　第四十六条の規定に違反したとき。

十三　第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第四項において準用する第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十四　第五十六条第二項（第六十二条第四項において準用する場合を含む。）、第六十六条第一項、第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項又は銀行法第十九条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五　第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

十六　第六十二条第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十七　第六十八条において準用する商法第百三十一条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

十八　第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九　銀行法第十二条に規定する監査書を備えて置かず、又は銀行法第二十条の規定により大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない書類帳簿の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十　第九十五条第一項又は銀行法第二十二条若しくは同法第二十九条の規定により大蔵大臣及び労働大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

第百二条　第八条第二項の規定に違反した者（法人であるときはその代表者）は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

（信用協同組合の金庫への組織変更）

2　この法律施行の際、現に存する信用協同組合は、この法律施行の日から起算して一年以内に総会（総代会を設けている組合にあつては総代会）の議決を経て、労働金庫となることができる。

3　前項の規定により労働金庫となる場合において、その信用協同組合の定款、組織その他の事項がこの法律又はこれに基く命令の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならない。

（役員又は総代に関する経過措置）

4　第二項の規定により労働金庫となる場合において、現に当該信用協同組合の役員又は総代であるものは、引き続き労働金庫のこれに相当する役員又は総代となるものとし、その任期は、その信用協同組合の役員又は総代の残任期間とする。但し、その残任期間がその金庫の役員又は総代の任期をこえるときは、当該任期とする。

（登記）

5　第二項の規定による労働金庫への組織変更は、同項の期間内に、労働金庫の主たる事務所の所在地において、第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

6　前項の登記は、第二項の規定による総会（総代会を設けている組合にあつては総代会）の議決があつた日から二週間以内にしなければならない。

7　第五項の登記については、第六十九条第三項、第七十九条第一項及び第八十条（設立登記の手続）の規定を準用する。

8　第五項の登記の申請書には、金庫の定款及び組織変更に関する総会（総代会を設けている組合にあつては総代会）の議事録を添附する外、その信用協同組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その信用協同組合の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

9　信用協同組合につきその主たる事務所の所在地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

10　信用協同組合につきその主たる事務所の所在地以外の地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

11　第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

12　登記官吏は、第九項（前項において準用する場合を含む。）の手続をしたときは、その信用協同組合の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

13　第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

（預金及び貸付に関する経過措置）

14　信用協同組合が第二項の規定により労働金庫となつたときは、その労働金庫は、第五十八条（金庫の事業）の規定にかかわらず、その信用協同組合の組合員で組合を脱退したもの及びそのもの と生計を一にする配偶者その他の親族に対し、組織変更の際に存した預金若しくは定期積金の契約又は貸付の契約を継続することができる。

（現存する信用協同組合の名称に関する経過措置）

15　この法律施行の際、現に存する信用協同組合であつてその名称中に「労働金庫」の文字を用いているものについては、この法律施行の日から一年間は、第八条第二項及び第三項（名称の使用禁止及び保護）の規定は、適用しない。

（政令への委任）

16　前各項に定めるものの外、この法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

（法人税法の改正）

17　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「信用金庫連合会、」の下に「労働金庫、労働金庫連合会、」を加える。

（登録税法の改正）

18　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「信用金庫連合会、」の下に「労働金庫、労働金庫連合会、」を、「信用金庫法、」の下に「労働金庫法、」を加える。

（印紙税法の改正）

19　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ六ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ六ノ三　労働金庫又は労働金庫連合会ノ発スル出資証券、預金通帳、積金通帳又ハ積金証書

同条第九号ノ五を第九号ノ六とし、第九号ノ四を第九号ノ五とし、第九号ノ三の次に次の一号を加える。

九ノ四　労働金庫又ハ労働金庫連合会ノ発スル預金証書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ

（地方税法の改正）

20　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「信用金庫」を「労働金庫若しくは労働金庫連合会及び信用金庫」に改める。

第三百四十八条第五項中「連合会」の下に「並びに労働金庫及び労働金庫連合会」を加える。

第七百四十三条第六号中「信用金庫」を「労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫」に改める。

第七百四十六条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　労働金庫及び労働金庫連合会

（事業者団体法の改正）

21　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「ソ　開拓融資保証法（昭和二十八年法律第　号）」を「ツ　開拓融資保証法、昭和二十八年法律第　号）（昭和二十八年法律第　号）」に改める。

（臨時金利調整法の改正）

22　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「信用金庫連合会、」の下に「労働金庫、労働金庫連合会、」を加える。

（国民貯蓄組合法の改正）

23　国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号ノ二の次に次の一号を加える。

三ノ三　労働金庫ヘノ預ケ金又ハ定期積金

第四条第一項中「信用金庫預金、」の下に「労働金庫預金、」を加える。

（割増金附貯蓄の取扱に関する法律の改正）

24　割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「信用金庫、」の下に「労働金庫、」を加える。

（納税貯蓄組合法の改正）

25　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「信用金庫、」の下に「労働金庫、」を加える。

（経済関係罰則の整備に関する法律の改正）

26　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中第十九号ノ二の次に次の一号を加える。

十九ノ三　労働金庫法ニ依ル労働金庫及労働金庫連合会

（大蔵省設置法の改正）

27　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「信用金庫及び信用金庫連合会」を「信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会」に、「信用金庫、」を「信用金庫、労働金庫、」に改める。

（労働省設置法の改正）

28　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三　労働金庫法（昭和二十八年法律第　号）に基いて、労働金庫又は労働金庫連合会に対し、免許、認可、調査若しくは検査を行い、又は監督のため必要な措置を命ずること。

第七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　労働金庫法に基いて、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、これを監督すること。

労働金庫法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年七月十七日

参議院議長　河井彌八

衆議院議長堤康次郎殿

労働金庫法案（参議院提出）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

［山花秀雄君登壇］

○山花秀雄君　ただいま議題となりました労働金庫法案につきまして、労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は参議院提出の法律案でありまして、昭和二十五年岡山県において岡山県勤労者信用協同組合が発足し、以来今日までに北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫等、すでに二十九都道府県にいわゆる労働金庫の設立を見ておるのであります。労働者が、自主的組織により、従来の金融体系において等閑に付せられていた労働者の生活資金金融の道を開いて来たのでありますが、そのための独自の法律がなく、中小企業等協同組合法に基く信用協同組合として設立運営され、現在に及んだのであります。この際、いわゆる労働金庫が今日の段階にまで達しておる以上、その健全な発達をはかり、その基礎を明確にし、監督の適正を期するために、本来の性格に即した独自の法律を制定しようとするものであります。

本委員会は、七月十七日本案を参議院より受領、付託されましたので、七月二十日、提出者、参議院議員上條愛一君より提案理由の説明を聴取いたし、爾後慎重なる審査を続け、七月三十一日質疑を終了し、自由党持永委員より、労働金庫は労働者の金融機関であつて、庶民金融機関の最も重要なるものであり、これが適正なる運営をはかり、健全な発達を遂げ得るかどうかということについて重大な関心を持つものである、従つて、関係大臣においては、十分なる措置を講じ、監督上万遺憾なきを期するようにという希望意見が述べられたのであります。

かくして、討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（水産委員長提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第六は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。

日程第六、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。水産委員長田口長治郎君。

昭和二十八年八月四日　衆議院会議録第三十六号　協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第五号の次に次の一号を加える。

五の二　漁船の改造、建造又は取得に必要な資金

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二号ノ四」を「第二号ノ五」に改める。

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君　ただいま議題となりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

わが国の水産業は、今や沿岸漁業から沖合い漁業へ、沖合い漁業からさらに遠洋漁業へと、公海漁業への躍進の途上にあるのでございますが、今後大いに栄養食品の増産による国民食生活の改善、漁獲物の輸出振興による外貨の獲得に資せんとする重大なるときであります。しかるに、沖合いあるいは遠洋漁業に従事する漁船の現状は、まことに遺憾の点が多々あるのであります。すなわち、非能率的な老朽船が大半であり、しかも他面においては漁場の拡大による漁船の大型化が強く要望せられ、これが代船の建造は業界の切実なる問題となつておるのであります。従来、これが施策、特に長期融資の道は、他産業に比較いたしまして、とかく等閑に付せられがちであつたので、現状のままに放置いたしますときは、日本漁業発展のため大なる支障を来すおそれがあるのであります。これがため、本案は農林漁業金融金庫法の一部を改正して、漁船の建造等に対しまして、利率の最高八分、償還期限十五年とする低利長期の資金融通の道を講じようとするものであります。

本案の起草については、水産金融に関する小委員会において熱心なる研究を重ね、去る七月二十八日の水産委員会において、同小委員長から、以上御説明いたしました通りの結論を得たとの報告があり、次いで七月三十一日の当委員会において、小委員会案の通り全会一致をもつて成案の決定を見た次第でございます。

なお、本法の施行については、中小漁業者に限るべきである等五項目にわたつて政府に対する要望を付することに、委員会において決定いたした次第でございます。これらの詳細につきましては会議録によつて御承知願います。

以上御報告を終ります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

第七　協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案（千葉三郎君外十一名提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第七、協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事内藤友明君。

協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案

協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律

（協同組合による金融事業に関する法律の改正）

第一条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法律第百八十一号」を「法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　信用協同組合は、前条第一項の規定によるの外、協同組合法第七十六条第二項第六号の事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の認可を受けようとする場合に準用する。

第六条の二第一項中「とあるのは、」の下に「協同組合法第七十六条第二項第六号の事業を行う信用協同組合及びと」を加える。

第七条中「第二条第一項」の下に「又は第二条の二第一項」を加える。

（中小企業等協同組合法の改正）

第二条　中小企業協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改める。

第七十六条第二項第六号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　組合員以外の者（前二号に掲げる者を除く。）の預金又は定期積金の受入

第百十一条第一項第二号中「こえないもの」の下に「（第七十六条第二項第六号の事業を行うものを除く。）」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案（千葉三郎君外十一名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔内藤友明君登壇〕

○内藤友明君　ただいま議題となりました協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、千葉大蔵委員長外十一名提出の法律案でありまして、信用協同組合が行う金融を一層円滑にいたしますために、大蔵大臣の認可を受けまして、同組合が同組合員以外の者の預金業務を行うことができることにいたそうとするものでありまして、この場合におきましては、監督権も大蔵大臣に移管することになつております。

本案につきましては、去る七月三十日提案者から提案理由の説明を聴取いたしまして、質疑を省略し、福田廻夫君から附帯決議を付して賛成の旨の討

論がありまして後、起立多数をもつて附帯決議を付して可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

小笠原諸島より引揚げさせられた元住民の帰郷に関する決議案（宇都宮德馬君外八十九名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○今村忠助君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、宇都宮德馬君外八十九名提出、小笠原諸島より引揚げさせられた元住民の帰郷に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略しこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）今村君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

小笠原諸島より引揚げさせられた元住民の帰郷に関する決議案を議題といたします。宇都宮德馬君。

小笠原諸島より引揚げさせられた元住民の帰郷に関する決議案

小笠原諸島より引揚げさせられた元住民の帰郷に関する決議

本院は、しばしば小笠原諸島、沖縄諸島、奄美大島、南鳥及び色丹島等の完全なる復帰並びに内地同等の取扱いをうけることについて、国民の熱望にこたえ、政府に対し、すみやかに適切な措置を講ずべきことを要望した。

しかるに、これらの諸島中、ひとり小笠原諸島の全住民七千七百余名は、昭和十九年七月、旧日本軍の強制分散疎開命令を受けて内地に移住を余儀なくされ、内地各地に分散居住したまま独立後の今日に及ぶも、帰郷が許されず今に及んでいる。小笠原元住民は、父祖が営々として築き上げた財産のすべてを放置してきたのであるが、内地移住後の環境の変化に伴い、生活は困窮への一路をたどり、流浪の旅の生活を続けている。帰島の上、父祖の墓を再建せんとする当然の希望やみがたきものあり、この数年間、生活の一切をかけて帰郷の達成を願つている実情であり、このまま座視することを得ないものと認められる。又元住民の帰島によつて荒廃せる農地及び放置せられた漁業の復興が日本経済に寄与し得る事情も無視することはできない。

よつて、本院は、すみやかに政府が、小笠原諸島元住民の帰郷のため必要なあらゆる措置を講ずることを要望する。

右決議する。

［宇都宮德馬君登壇］

○宇都宮德馬君　ただいま議題となりました、小笠原諸島より引揚げさせられた元住民の帰郷に関する決議案の提案の趣旨を、各党を代表いたしまして簡単に説明いたします。

まず決議案の全文を朗読いたします。

小笠原諸島より引揚げさせられた元住民の帰郷に関する決議案

本院は、しばしば小笠原諸島、沖縄諸島、奄美大島、南鳥及び色丹島等の完全なる復帰並びに内地同等の取扱いをうけることについて、国民の熱望にこたえ、政府に対し、すみやかに適切な措置を講ずべきことを要望した。

しかるに、これらの諸島中、ひとり、小笠原諸島の全住民七千七百余名は、昭和十九年七月、旧日本軍の強制分散疎開命令を受けて内地に移住を余儀なくされ、内地各地に分散居住したまま独立後の今日に及ぶも、帰郷が許されず今に及んでいる。小笠原元住民は、父祖が営々として築き上げた財産のすべてを放置してきたのであるが、内地移住後の環境の変化に伴い、生活は困窮への一路をたどり、流浪の旅の生活を続けている。帰島の上、父祖の墓を再建せんとする当然の希望やみがたきものあり、この数年間、生活の一切をかけて帰郷の達成を願つている実情であり、このまま座視することを得ないものと認められる。又元住民の帰島によつて荒廃せる農地及び放置せられた漁業の復興が日本経済に寄与し得る事情も無視することはできない。

よつて本院は、すみやかに政府が、小笠原諸島元住民の帰郷のため必要なあらゆる措置を講ずることを要望する。

右決議する。

小笠原諸島は、昭和十九年全住民の強制引揚げが行われる前は、約四千の農民が、一千町歩以上の耕地の上で、甘藷、冬期蔬菜、果実等を生産し、また農民とほとんど同数の漁民が、かつお、まぐろ、さんご等の漁獲に従事し、昭和十五年には五十万貫の水揚高を算したのでございます。しかるに、戦況の逼迫によりまして、彼ら農漁民は引揚げを余儀なくされ、その後当然アメリカ合衆国軍隊の占領するところとなつたのでありますが、軍事上の理由を口実に、元住民の帰還が許されない状態でございます。しかしながら、硫黄島を除く父島、母島等は、必ずしも元住民の帰郷を絶対に許さない事情には置かれていないようでございます。元住民は、父祖の墳墓の地、長年働きなれた海の上で働きたいという、きわめて当然の熱望に燃えております。また、現在の漂浪民にもとしい生活に深い悲嘆の情を抱いているのでありますから、政府は、一層の配慮をもつて、一日も早く小笠原諸島の元住民が、そのあこがれる郷土に帰還できるよう、しつかりした措置をとつてほしいということを要望する次第でございます。これはひとり小笠原諸島の元住民の悲願であるだけではなく、日本全国民の要望と存ずるのでございます。

何とぞ各位の御賛同を得まして、全会一致お取上げあらんことをお願いする次第でございます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣岡崎勝男君。

［国務大臣（岡崎勝男君）登壇］

○国務大臣（岡崎勝男君）ただいまの御決議にもありました通り、小笠原諸島より戦時中に強制疎開された旧島民が、本土において生活の根拠を失つて困難な生活を行つていることは、政府としましても同情にたえないところで

あります。これら旧島民の帰還促進については、政府において、昨年の平和条約交渉当時より、歴次にわたって米国側に要望して来たのであります。しかしながら、米国側としましても種々の事情がありまして、今日までいまだ解島が実現していないのであります。政府としましては、朝鮮の休戦等の新しい情勢にもかんがみまして、旧島民の熱烈な解島の気持を体し、かねてからだいまの御決議の趣旨に従いまして、さらに積極的に努力をいたす所存であります。（拍手）

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の批准について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の批准について承認を求めるの件、国際民間航空条約への加入について承認を求めるの件、国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めるの件、国際電気通信条約の批准について承認を求めるの件、右五件を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

［異議なしと呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定

［本号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定

［本号の附録に掲載］

国際民間航空条約への加入について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

国際民間航空条約

［本号の附録に掲載］

国際民間航空条約への加入について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

国際航空業務通過協定

［本号の附録に掲載］

国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

国際電気通信条約の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

国際電気通信条約

［本号の附録に掲載］

国際電気通信条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

○上塚司君　ただいま議題となりました工業所有権の保護に関する二協定、国際航空に関する一条約、一協定並びに国際電気通信条約について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、工業所有権の保護に関する日本とドイツ並びに日本とスイスとの両協定については、確認申し上げます。

第二次世界大戦と、これに引続き日独両国が占領下にありましたため、約十年間は日本とドイツとの間及び日本とスイスとの間の通信連絡は異常状態に置かれ、その結果として、相手国における工業所有権の登録出願またはすでに取得した工業所有権の保存のための措置をとることができなかった次第であります。そこで、これらの権利を相互的基礎に立って保護するために、ドイツ連邦共和国並びにスイス連邦政府は、それぞれ協定の締結をわが国に申し入れて参りましたので、ドイツについては、本年四月にドイツから参りました使節団との間に交渉が進められ、五月八日に、またスイスについては、在日スイス公使との間に交渉が行われ、六月二十五日に、両協定案にそれぞれ署名を了しました。

この二つの協定は、その内容において、工業所有権の特許または登録の出願のための優先期間の延長及び遡及効を伴う商標権の存続期間の更新を定め、さらにスイスとの協定においては、消滅したる工業所有権の回復をも定めており、わが国の独立回復後、両国との間に締結いたします最初の正式協定であり、両国間の伝統的な技術提携

関係を再建するに大きな役割を果すものと思われます。

次に、国際民間航空条約について御説明申し上げます。この条約の目的とするところは、安全かつ秩序ある国際民間航空の発達と、機会均等主義に基く健全かつ経済的な国際航空業務の運営とをはかることにありまして、その内容においては、国際民間航空及び国際航空運送の一般的原則を定めるほか、国際民間航空機関を設立することを定めております。わが国がこの条約に加入するためには、加入に先だつて加入承認の申請を行い、その申請が国際連合総会により承認せられ、国際民間航空機関総会の五分の四の賛成投票、及び今次大戦中わが国によつて侵略され、または攻撃された国の同意により承認されることが条件となつております。わが国は、サンフランシスコ平和条約の際の宣言に基いて、昨年八月に加入承認の申請を行いましたところ、国際連合総会及び国際民間航空機関総会によつて承認され、また、すべての被侵略国十一箇国の同意が得られましたので、この条約に加入しようとするものであります。

次に、国際航空業務通過協定について御説明申し上げます。この協定の目的とするところは、前述の条約と相まつて、国際民間航空の運営を円滑にするため、国際航空における原則の一つであるいわゆる空の自由、すなわち他国の領域における無着陸横断飛行の特権、及び他国の領域での運輸以外の目的で着陸する特権を相互に保障することであります。わが国は、サンフランシスコ平和条約の際に行つた宣言において、国際民間航空条約へ加入した後、なるべくすみやかにこの協定を受諾する旨の意思を明らかにいたしました。よつて、この条約への加入と同時に、この協定を受諾することにより、二つの分野における国際協調に寄与するとともに、わが国の国際民間航空の発展に資せんとするものであります。

終りに、国際電気通信条約について御説明申し上げます。この条約は、内容において、現行条約と同様、国際電気通信連合の構成及び組織を定め、また電気通信に関する一般規定及び無線通信に関する特別規定等を掲げており、現行条約実施の経験にかんがみ、今日の事態に適応した改善が加えられております。この条約は明年一月一日から実施されることになつておりますので、わが国としても、この条約を批准し、国際電気通信業務の円滑化をはかり、またこの分野において国際協力の実をあげんとするものであります。

以上述べました二条約三協定に関する五案件は、七月十七日及び二十五日にそれぞれ本委員会に付託せられ、七月二十一日より八月四日にわたり委員会を開き、審議を重ねましたが、その詳細については委員会議録に譲ります。

政府当局の説明に次いで、質疑応答が行われ、討論を省略して採決の結果、これら五案件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決せられました。

この段御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　五件を一括して採決いたします。五件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて五件とも委員長報告の通り承認するに決しました。

国家公務員等退職手当暫定措置法案（千葉三郎君外二十四名提出）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案（岡良一君外二十六名提出）

○今村忠助君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、千葉三郎君外二十四名提出、国家公務員等退職手当暫定措置法案、岡良一君外二十六名提出、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事佐藤觀次郎君。

国家公務員等退職手当暫定措置法案

国家公務員等退職手当暫定措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　一般の退職手当（第三条・第八条）

第三章　特別の退職手当（第九条・第十条）

第四章　雑則（第十一条―第十四条）

附則

第一章　総則

（目的及び効力）

第一条　この法律は、国家公務員等委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国家公務員等退職手当暫定措置法案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事佐藤觀次郎君。

国家公務員等退職手当暫定措置法案

国家公務員等退職手当暫定措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　一般の退職手当（第三条・第八条）

第三章　特別の退職手当（第九条・第十条）

第四章　雑則（第十一条―第十四条）

附則

第一章　総則

（目的及び効力）

第一条　この法律は、国家公務員等に対する退職手当の基準を暫定的に定めることを目的とする。

2　この法律は、別に法律をもつて恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による恩給、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれらに準ずる退職給付を総合する新たな恒久的退職給与制度が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。

（適用範囲）

第二条　この法律の規定による退職手当は、一般会計、各特別会計、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び住宅金融公庫の、歳出予算によつて俸給（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が支給される職員（以下「職員」という。）が退職した場合にはその者（死亡に因る退職の場合には、その遺族）に支給する。

2　職員（第八条第一項第四号に規定する職員であつて同条第二項に規定する者に該当しないものを除く。以下本項及び第七条第三項において同じ。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

第二章　一般の退職手当

（普通退職の場合の退職手当）

第三条　次条又は第五条の規定に該当する場合を除く外、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十五日分に相当する額。以下同じ。）に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の六十

二　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の六十五

三　二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の七十

四　三十六年以上の期間については、一年につき百分の六十五

2　前項に規定する者に対する退職手当の額は、その者が左の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一　勤続期間一年以上五年以下の者　百分の五十

二　勤続期間六年以上十年以下の者　百分の七十五

（傷い疾病に因る退職等の場合の退職手当）

第四条　政令で定める程度の傷い疾病、死亡若しくは二十年以上勤続し停年に達したことに因り退職した者又はこれらの事由に準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の額は、その者の俸給月額に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十

二　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百五

三　二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の百二十

四　三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

6　前項の規定する者に対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その基本給月額をもつて退職手当の額とする。

3　前項の基本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。

（整理退職の場合の退職手当）

第五条　定員の減少又は組織の改廃その他これらに準ずる事由により過員又は廃職を生ずることに因り退職した者で政令で定めるもの並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない事由により退職したものに対する退職手当の額は、第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。

2　前項に規定する者で左の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の前条第三項の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

一　勤続期間一年未満の者　百分の二百七十

二　勤続期間一年以上二年未満の者　百分の三百六十

三　勤続期間二年以上三年未満の者　百分の四百五十

四　勤続期間三年以上の者　百分の五百四十

第六条　前条の規定は、過去の退職につき既に同条の規定の適用を受け、且つ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者がその再び職員となつた日から起算して、一年内に退職した場合においては、適用しない。

（勤続期間の計算）

第七条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2　前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3　職員が退職した場合（次条第一項第一号から第三号までの一に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4　前三項の規定による在職期間のうちに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条の規定による休職、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由に因り現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。）が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。

5　第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移転その他の事由によつて引き続いて職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、前四項の規定を準用する外、政令でこれを定める。

6　前五項の規定により計算した在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。但し、その在職期間が六月以上一年未満（第四条又は第五条の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。

（退職手当の支給制限）

第八条　第三条から第五条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一　国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

二　国家公務員法第七十六条の規

定により失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

三　国家公務員法第九十八条第六項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

四　常勤を要しない者

2　常勤を要しない職員のうち勤務形態が常勤を要する職員に準ずるものに対しては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第三条又は第四条の規定により退職手当を支給することができる。

3　前項に掲げる職員の範囲は、政令で定める。

第三章　特別の退職手当

（年齢を受けない退職者の退職手当）

第九条　職員の退職が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条及び第二十一条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第十条　勤続期間六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の規定により計算した失業保険金の日額（以下「失業保険金の日額」という。）の百八十日分に相当する金額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として、公共職業安定所において支給する。

2　前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に応じて支給する。

3　第一項の規定に該当する場合において、退職した者が退職手当の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百八十日分に相当する金額を退職手当として失業保険法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、公共職業安定所において支給する。

4　本条の規定による退職手当は、失業保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第四章　雜則

（遺族の範囲及び順位）

第十一条　第二条に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一　配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三　前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2　前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

3　退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

（起訴中に退職した場合の退職手当の取扱）

第十二条　職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当は、支給しない。但し、禁こ以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2　前項但書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項但書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項但書の規定による退職手当は、支給しない。

（地方公務員となつた者の取扱）

第十三条　職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続いて地方公務員となり、地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律による退職手当は、支給しない。

（実施規定）

第十四条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職に因る退職手当について、適用する。

2　昭和二十八年四月一日以後同年七月三十一日までに第五条第一項に規定する事由に因り退職した者に対する退職手当については、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号。以下「旧法」という。）第四条の規定にかかわらず、第五条及び附則第六項（附則第七項中附則第六項に係る部分を含む。）の規定を適用する。

3　昭和二十八年七月三十一日以前の退職に因る退職手当については、前項に規定する場合を除く外、なお従前の例による。

4　昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員の同年同月同日以前における勤続期間については、政令で定めるものを除く外、なお従前の例による。

5　昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員が、同年八月一日

以後第四条第一項及び第五条第一項に規定する事由以外の事由に因り退職した場合において、その者につき旧法第三条の規定を適用して計算した退職手当の額が、第三条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

6　昭和二十八年三月三十一日に現に在職する職員が、同年四月一日以後第五条第一項に規定する事由に因り退職した場合において、その者につき昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十五号）の規定を適用して計算した退職手当の額が、第五条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

7　前二項の場合における職員の勤続期間は、昭和二十八年七月三十一日以前における勤続期間については、同年七月三十一日までに退職した場合にあつては従前の例、同年八月一日以後退職した場合にあつては附則第四項又は同項及び附則第八項の規定により、同年八月一日以後については、第七条の規定による。

8　昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員の旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、附則第四項の規定にかかわらず、その者の勤続期間から除算しない。

9　この法律の適用を受ける職員であつて、昭和二十年九月二日以後ソヴイエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあつた者を除く。）が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和二十八年八月一日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、政令で定めるところにより、第四条の規定による退職手当（その退職の日が昭和二十八年七月三十一日以前の日であるときは、附則第三項の規定により従前の例によることとされる旧法第四条の規定による退職手当）を支給する。

10　昭和二十八年八月一日以後の死亡に因り退職した職員に対する退職手当の額は、当分の間、第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの項の規定により計算した額に、その者の俸給月額に百分の四百を乗じて得た額を加算した額とする。

11　昭和二十八年八月一日以後に死亡した職員については、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十一号）の規定により従前の例によることとされる旧官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）に規定する死亡賜金は、支給しない。

12　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二　国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第　号）附則第十項の適用を受ける者に対する遺族一時金の額は、第五十条第二項の規定にかかわらず、俸給日額に、組合員であつた期間に応じ別表第五に定める日数から百二十日を減じて得た日数を乗じて得た金額とする。

13　昭和二十八年七月三十一日以前の死亡に因る国家公務員共済組合法の規定による遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

14　保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）」を「国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第　号）」に改める。第二十八条第一項中「百日分」を「百二十日分」に改め、同項の表中「昭和二十七年十月十五日から昭和二十八年七月三十一日までの間において二等保査として採用された者」を「保査長等として採用された者」に改め、「昭和二十七年十二月において」を削り、同条第二項中「四日」を「五日」に、「六十日分」を「七十二日分」に、「三十日分」を「三十六日分」に改め、同条第三項中「昭和二十七年八月一日から昭和二十八年七月三十一日までの間において」を削り、同条第五項中「四日」を「五日」に改め、同条第六項中「五十日分」を「六十日分」に改め、同条第十項中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　保安官及び警備官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の適用については、同法第三条第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四条第一項中「二十年以上勤続し停年に達したこと」とあるのは「停年に達し、且つ、政令で定める事由に該当したこと」と読み替えるものとする。

11　保安官及び警備官並びに保安大学校の学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の適用については、保安大学校の学生としての勤続期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。但し、その者が保安大学校の学生としての正規の課程を終了し、引き続いて保安官又は警備官に任用された場合に限り、保安大学校の学生としての勤続期間の二分の一に相当する期間を除算しない。

附則第八項を次のように改める。

8　保安官及び警備官が死亡した場合における第二十八条第一項から第三項まで又は同条第五項から第七項までに規定する退職手当の額は、当分の間、これら

の項の規定にかかわらず、これらの項の規定により計算した額に、その者の俸給日額の百二十日分に相当する額を加算した額とする。

附則第九項中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

15　昭和二十八年七月三十一日以前における保安官及び警備官の退職又は死亡に因る退職手当については、なお従前の例による。

16　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（国家公務員等暫定措置法の適用）」に改め、同条中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）」を「国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第　号）」に、「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

17　国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「この法律施行前」を「昭和二十八年七月三十一日以前」に、「この法律施行後六月」を「同年八月一日以後六月」に、「この法律施行後もなお国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「同年八月一日以後国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第　号）」に改める。

18　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」の下に「又は国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第　号）第十条」を加える。

国家公務員等退職手当暫定措置法案（千葉三郎君外二十四名提出）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（関係行政機関等の意見の聴取）

第七条　国が、条約第一条に掲げる目的を遂行するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要がある場合において、合衆国に対して当該財産の使用を許そうとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案

第七条の改正規定中「当該財産」を「政令で定める国有の財産」に改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案（岡良一君外二十六名提出）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

○佐藤觀次郎君　ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、本年七月三十一日限りでその効力を失うことになりますので、これを八月一日以降におきましてもその効力を持たせることとするとともに、退職手当の支給額、勧奨期間の計算等につきましても所要の改正を行いますため、さきに政府より同法の一部を改正する法律案が提出いたされたのであります。これに対しまして、大蔵委員会におきましては、慎重審議の結果、去る七月三十日開かれました本会議の席上御報告のありました通り、全会一致をもつて、国鉄等公共企業体職員及び旧陸海軍人等の退職手当につきまして、政府原案に若干の修正を加えまして議決いたしたのでありますが、この法律案は、御承知の通り、不幸にして七月三十一日までに成立を見るに至りませんでした。かくして、遂に国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は同日をもつて効力を失い、従いまして、右改正案も自然消滅の形となりましたので、ここに新たに、以上申し述べました修正案及び修正部分を除いた政府原案を一本にとりまとめまして、本法案が提出いたされた次第であります。

本案につきましては、本日提案者内藤友明君より提案理由の説明を聴取し、質疑を省略して、ただちに討論に入りましたところ、社会党を代表して不肖佐藤委員は、附帯決議を付して賛成の旨討論しました。

次いで採決いたしましたところ、本案は起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。なお、不肖佐藤委員提出の附帯決議案も起立総員をもつて決定いたしました。

次に、日本国とアメリカ合衆国との

間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、岡良一君外二十六名の提出によるものでありまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の規定によりまして、国有の財産の使用を許そうとするときには、その処分が適正に行われるように、内閣総理大臣はあらかじめ関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長、並びに学識経験者の意見を聞かなければならないことにいたそうとするのでありますが、本案につきましては福田委員より修正案が提出されまして、ささ[illegible]国有財産の使用についてまでこのような手続をふませることは不必要かつ不適当と認められますので、政令をもつてこの改正規定の適用を受ける国有財産の範囲を限定することに改めることにいたしたのであります。

本案につきましては、審議の結果、本日質疑を打切り、原案及び修正案を一括し討論に入りましたところ、改進党を代表して内藤委員は、福田委員より提出された修正案中、「政令で定める国有の財産」における政令の範囲は、きわめて短期間の一時使用または小規模にして、かつ小地域にのみ関係を有するもの等を除いたもの以外とせられたいとの春日一幸委員の希望意見を十分尊重するという条件を付して賛成する旨討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも起立総員をもつて可決し、よつて本案は修正議決いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　両案を一括して採決いたします。両案中、国家公務員等退職手当暫定措置法案の委員長の報告は可決でありまして、他の一案の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案

○今村忠助君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案を議題となし、この際両院協議会協議委員議長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案を議題といたします。

両院協議会協議委員議長の報告を求めます。田嶋好文君。

報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。

よつて報告する。

昭和二十八年八月四日

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会

衆議院協議委員議長　田嶋好文

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決第二百五条の改正に関する部分のうち「次の二項を加える」を「次の三項を加える」に改め、第三項の改正規定中「当該選挙の当日一部無効に係る区域において投票できる者であつた者」を「選挙の一部無効に係る区域における選挙人」に改め、第三項の改正規定の次に次の一項を加える。

4　前項の選挙の一部無効に係る区域における選挙人とは、第二項の規定による決定、裁決又は判決の直前（判決の場合にあつては高等裁判所の判決の基本たる口頭弁論終結の直前）に当該選挙の一部無効に係る区域において行われた選挙の当日投票できる者であつた者とする。

参議院議決第二百九条の改正規定中「第二項及び第三項」を「第二項から第四項まで」に改める。

参議院議決案附則第一項中「昭和二十八年八月一日」を「公布の日」に改め、「第二百五条第二項及び第三項並びに」を「第二百五条第二項から第四項まで及び」に改める。

その他は参議院議決の通りとする。

［田嶋好文君登壇］

○田嶋好文君　ただいま議題と相なりました公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案について、両院協議会における経過及び結果について御報告いたします。

衆議院の協議委員の互選によりまして、協議委員議長には不肖私、副議長には高瀬傳君が当選いたしました。なお、参議院の協議委員議長には堀末治君、副議長には島村軍次君が当選されました。

協議会は、七月三十一日会議を開きましてから、今日まで数日にわたり協議を続けて参りまして成案を得たのでありますが、まずここに成案を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決第二百五条の改正に関する部分のうち「次の二項を加える」を「次の三項を加える」に改め、第三項の改正規定中「当該選挙の当日一部無効に係る区域において投票できる者であつた者」を「選挙の一部無効に係る区域における選挙人」に改め、第三項の改正規定の次に次の一項を加える。

4　前項の選挙の一部無効に係る区域における選挙人とは、第二項の規定による決定、裁決又は判決の直前（判決の場合にあつては高等裁判所の判決の基本たる口頭弁論終結の直前）に当該選挙の一部無効に係る区域において行われた選挙の当日投票できる者であつた者とする。

参議院議決案第二百九条の改正規定中「第二項及び第三項」を「第二項から第四項まで」に改める。

参議院議決案附則第一項中「昭和二十八年八月一日」を「公布の日」に改め、「第二百五条第二項及び第三項及びに」を「第二百五条第二項から第四項まで及び」に改める。

その他は参議院議決の通りとする。

本協議会におきまして問題となりました点は、選挙の一部無効の場合に当選に異動を生ずるおそれのない者をいかにして確定するかという点でありました。従来、選挙管理委員会または裁判所におきまして、選挙の一部無効の決定、裁決または判決がありますと、すべての当選人は当選を失うことになり、再選挙をしても当選に異動を生ずるおそれのない人もすべて再選挙をしなければなりませんので、この不便を避け、当選に異動を生ずるおそれのない者は当選を失わないことにするという点につきましては、両院とも異議はありませんでしたので、その具体的方法につきまして、参議院の議決案を中心として協議を進めた次第であります。

その際問題となりました点は、第一に、投票の結果によらず、選挙管理委員会または裁判所における決定、裁決または判決によつて当選が確定されるということは、選挙の本旨にもとり、憲法違反ではないかという点でありましたが、この点につきましては、当選が確定される人については、選挙管理委員会または裁判所が決定、裁決または判決するといつても当選を確認するだけのものであるから、憲法には違反しないとの結論に達しました。

また、参議院の議決案によりますと、再選挙において落選した者の得票数が、選挙管理委員会または裁判所において当選とされた者の得票数より多くなる場合が予想され、あたかも選挙民の意思に反するがごとき結果を生ずるおそれがある点が指摘されました。この点は、一票を争う地方議会の議員の選挙などの場合におきましては、なかなか理論だけでは納得が行きかねる向きもあることと思われますので、選挙管理委員会または裁判所が当選を確定する場合には、その決定、裁決または判決の直前、その一部無効の区域で行われた選挙において投票できる者であつた人を基準とすることにいたした次第であります。

以上をもつて御報告といたします。

（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本成案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本成案は可決いたしました。

昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案（議院運営委員長提出）

国会職員法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

○荒船清十郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案、国会職員法等の一部を改正する法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案の三案は、委員会の審査を省略してここの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案、国会職員法等の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、右三案を一括して議題といたします。提出者の趣旨弁明を求めます。議院運営委員今村忠功君。

昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案

昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律

1　各議院の議長、副議長及び議員の秘書で、昭和二十八年十二月十五日以前の日で両議院の議長が協議して定める日（以下「指定日」という。）に在職する者に対しては、その者が指定日現在において受けるべき給料の月額に、指定日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額を、指定日に支給する。

一　在職期間が六月の場合　百分の二十五

二　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の十五

三　在職期間が三月未満の場合　百分の七・五

2　前項に規定する者が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の規定により昭和二十八年十二月十五日に受けるべき期末手当の額は、同法第十一条の二の規定にかかわらず、当該期末手当の額から前項の規定により支給を受けるべき額を控除した金額とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

国会職員法等の一部を改正する法律案

国会職員法等の一部を改正する法律

第一条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条、第二十四条の二及び第二十八条中「事務総長」の下に「、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事」を加える。

第二条　議院事務局法（昭和二十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　議長の秘書事務を掌る参事は、議長の申出により、副議長の秘書事務を掌る参事は、副議長の申出により、事務総長がこれを任免する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

衆議院事務局職員定員規程（昭和二十二年七月十二日議決）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「百六十六人」を「百七十人」に改め、第二号中「四百三十人」を「四百四十五人」に改め、同号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　議長又は副議長の秘書事務を掌る参事　専任　四人

昭和二十八年八月四日　衆議院会議録第三十六号　災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

附　則

この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）施行の日から施行する。

〔今村忠助君登壇〕

○今村忠助君　ただいま議題となりました昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案、国会職員法等の一部を改正する法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案の三件につき、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

まず、昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案について申し上げますれば、本案は、今回国家公務員に対し、本年末に支給すべき期末手当の一部を繰上げて支給することとなりましたので、これに対応して、議長、副議長及び議員の秘書に対し、その在職期間に応じ、国家公務員と同じ割合で、本年十二月十五日に支給すべき期末手当のうち、その一部を今回臨時に支給しようとするものであります。

次に、国会職員法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。各議院の議長または副議長の秘書事務をつかさどる者を参事といたすことにしまして、これに伴い、国会職員法においてその職務の特殊性を考慮し、同法における服務、分限等の関係条項を整理し、さらに、議院事務局法において、議長または副議長の秘書事務をつかさどる参事の任免の根拠を規定しようとするものであります。

最後に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案について御説明申し上げます。増員の内訳は、速記者及び議員宿舎要員として、参事四人、主事十五人をそれぞれ八月以降増員するとともに、新たに設けました議長または副議長の秘書事務をつかさどる参事の定員を四人と規定しようとするものであります。

以上三件は議院運営委員会において検討の上起案したものでありますから、何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

○議長（堤康次郎君）　三案を一括して採決いたします。三案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて三案はいずれも可決いたしました。（拍手）

災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○荒船清十郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程に追加せられました。

災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事内藤友明君。

災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又はその徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　酒類又は砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条第一項に掲げる第二種若しくは第三種の物品、揮発油若しくは骨ぱいの製造者又は販売業者が販売のために所持するこれらの物（砂糖消費税法第三条第一号第三種の砂糖の原料たる砂糖及び同法第十二条第二項の規定の適用がある場合の原料たる砂糖、糖みつ又は糖水を含む。）で酒税又は砂糖消費税、物品税、揮発油税若しくは骨ぱい税を課せられたものが災害に因り亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合においては、命令の定めるところにより、当該酒類又は砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条第一項に掲げる第二種若しくは第三種の物品、揮発油若しくは骨ぱい（以下「被災酒類等」と総称する。）について課せられた酒税又は砂糖消費税、物品税、揮発油税若しくは骨ぱい税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（利子税額及び延滞加算税額を除く。）に相当する金額（被災酒類等について当該製造者又は販売業者が保険金、損害賠償金等により損失を補てんされたときは、その補てんされた金額に応じ命令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）を当該被災酒類等に係る酒税等の納税義務者がその災害のあつた日以後において納付すべき酒税等の税額から、それぞれ控除する。但し、当該納税義務者が当該製造者又は販売業者である場合を除き、その控除すべき金額は、当該製造者又は販売業者が当該納税義務者の負担により当該被災酒類等について損失の補償を受けた金額を限度とする。

前項の規定は、被災酒類等について酒税法第三十条第一項、物品税法第九条又は骨牌税法第十一条ノ二第二項本文の規定の適用がある場合においては、これを適用しない。

第一項の規定により被災酒類等を所持していた者ごとに酒税等の税額から控除すべきものとして計算したその税目の異なることの金額が五百円未満である場合における当該金額については、同項の控除を行わない。

第一項の場合において、製造の廃止その他の事由に因り、同項に規定する納税義務者がその災害のあつた日以後において納付すべき酒税等の税額が当該税額から控除すべき金額に満たないこととなつたときは、命令の定めるところにより、その満たない金額をその者に還付する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年六月二十日以後の災害に係る被災酒類等について適用する。

2　改正後の災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律第七条の規定の適用について

は、物品税法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十一号）附則第四項の規定により物品税を免除される物品を物品税法第一条第一項に掲げる第二種の物品とみなし、当該物品の製造者又は当該物品を保税地域から引き取つた者を当該物品に係る物品税の納税義務者とみなす。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔内藤友明君登壇〕

○内藤友明君　ただいま議題となりました災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

この法律案の趣旨及び内容につきまして申し上げます。最近西日本等に発生した風水害の実情等に顧み、今回さらに酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税及び骨牌税について、次に述べるような措置を講ずることにより、災害による被害者の救済措置の推進に資することにしたのであります。すなわち、これらの税が課せられた物品で販売業者等の所持するものが災害を受けた場合においては、災害を受けた販売業者等の損失をその物品の製造者等が補償した限度内において、災害を受けた物品に課せられた酒税、砂糖消費税等に相当する金額を、その製造者が災害のあつた日以後に納付する酒税、砂糖消費税等の税額から控除することとしているのであります。なお、この法律は、最近において西日本に発生した風水害により災害を受けた酒類等にも適用するため、昭和二十八年六月二十日以後の災害にかかる酒類等についても適用することとしているのであります。以上が本法律案の大要であります。

この法律案は、本日政府委員より説明を聴取し、次いで討論を省略し、ただちに採決に入りましたところ、全会一致で原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

出席国務大臣

外務大臣　岡崎勝男君
文部大臣　大達茂雄君
農林大臣　保利茂君
労働大臣　小坂善太郎君

出席政府委員

内閣官房長官　福永健司君
自治政務次官　青木正君
大蔵省主税局長　渡辺喜久造君
大蔵省銀行局長　河野通一君

朗読を省略した報告

一、昨三日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

建築士法の一部を改正する法律
建設業法の一部を改正する法律
理科教育振興法
私立学校教職員共済組合法
農林漁業組合連合会整備促進法
有畜農家創設特別措置法
土地改良法の一部を改正する法律
外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律
医療法の一部を改正する法律
昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法

一、昨三日本院は参議院議員奥むめお君が日本工業標準調査会委員に就くことができると議決し、その旨参議院に通知した。

よつて国会は右の通り議決した旨閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨三日本院は衆議院議員小金義照君、同早稲田柳右エ門君及び参議院議員岡崎真一君が外務省参与に就くことができると議決し、その旨参議院に通知した。

よつて国会は右の通り議決した旨閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今四日公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会衆議院協議委員議長田鳩好文君から堤議長宛、次の両院協議会の成案が成立した旨の報告書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案

一、昨三日議長において次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員　池田清志君
地方行政委員　佐藤親弘君
外務委員　鈴木幹雄君
大蔵委員　橋本龍伍君
文部委員　本名武君
通商産業委員　下川儀太郎君
運輸委員　辻原弘市君
郵政委員　勝間田清一君
経済安定委員　稲葉修君
予算委員　神戸眞君

一、昨三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員　鈴木幹雄君
地方行政委員　橋本龍伍君
外務委員　池田清志君
大蔵委員　山本正一君
佐藤親弘君
文部委員　神戸眞君
通商産業委員　辻原弘市君
運輸委員　下川儀太郎君
郵政委員　楢橋渚次郎君
経済安定委員　堤康次郎君
予算委員　本名武君
古井喜實君
小山倉之助君
稲葉修君
勝間田清一君
決算委員　山本勝市君
議院運営委員　池田正之輔君
懲罰委員　松浦周太郎君
図書館運営委員　重光葵君
予算委員　神戸眞君
岡部得三君
志賀健次郎君
田中久雄君
楢橋渚一君
決算委員　松浦周太郎君
議院運営委員　山村新治郎君
懲罰委員　山本正一君
図書館運営委員　堤康次郎君
重光葵君
松浦周太郎君
楢橋渚一君
志賀健次郎君
河野金昇君
中村三之丞君
河本敏夫君

一、昨三日議員から提出した議案は次の通りである。

国家公務員等退職手当暫定措置法案（千葉三郎君外二十四名提出）

肥料管理法案（足鹿覺君外五名提出）

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案（吉田安君外三名提出）

小笠原諸島より引揚げさせられた元住民の帰郷に関する決議案（宇都宮德馬君外八十九名提出）

一、昨三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案

一、昨三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

法人税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

信用保証協会法案

刑法等の一部を改正する法律案

一、昨三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案（水害地緊急対策特別委員長提出）

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案（水害地緊急対策特別委員長提出）

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案（水害地緊急対策特別委員長提出）

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案（水害地緊急対策特別委員長提出）

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案（水害地緊急対策特別委員長提出）

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案（水害地緊急対策特別委員長提出）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（水害地緊急対策特別委員長提出）

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案（水害地緊急対策特別委員長提出）

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案（水害地緊急対策特別委員長提出）

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案（水害地緊急対策特別委員長提出）

一、昨三日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

医療法の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案

一、昨三日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨三日次の内閣提出案は自然消滅となつた旨参議院に通知した。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

建築士法の一部を改正する法律案

理科教育振興法案

一、昨三日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

建設業法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法案

農林漁業組合連合会整備促進法案

有害農家創設特別措置法案

土地改良法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案

一、今四日委員長から提出した議案は次の通りである。

昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案（議院運営委員長提出）
国会職員法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

一、今四日内閣から提出した議案は次の通りである。
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
一、今四日委員会に付託された議案は次の通りである。
国家公務員等退職手当暫定措置法案（子爵三郎君外二十四名提出、衆法第八〇号）
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一六九号）
以上二件　大蔵委員会　付託